

南陽市
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
南陽市

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1. 計画の趣旨	3
(1) 計画の策定にあたって	3
(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向	4
(3) 子ども・子育て支援制度の概要	6
2. 計画の位置づけ	9
3. 計画の期間	9
4. 計画の策定方法	10
(1) 南陽市子ども・子育て会議による協議	10
(2) 庁内関係課による協議	10
(3) ニーズ調査の実施	10
(4) パブリックコメントの実施	10
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	11
1. 本市の概況	11
(1) 総人口及び将来人口の推移	11
(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移	12
(3) 子どもがいる世帯の状況	13
(4) 出生の状況	15
(5) 女性の労働力率の状況	16
2. 教育・保育事業の進捗状況	17
(1) 教育・保育事業の利用状況	17
(2) 法定事業の利用状況	19
3. 第2期計画の進捗状況	30
(1) 計画記載事業の実施状況	30
(2) 実施事業の進捗評価	30
4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント	31
(1) 調査の概要	31
(2) 就学前児童調査結果のポイント	32
(3) 小学生調査結果のポイント	42
第3章 計画の方向性	44
1. 計画の基本理念	44
(1) 基本理念	44
(2) 基本目標	44
(3) 関連計画の推進	45
2. 施策の体系	46
3. 教育・保育提供区域の設定	47
4. 子ども・子育て支援事業の確保の方策	48
(1) 本市で想定する教育・保育の量の見込み	48
(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策	48
(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策	51

第4章 施策の展開	56
1. 教育・保育事業の推進	56
(1) 保育事業	56
(2) 教育事業	56
2. 地域子ども・子育て支援事業の推進	56
(1) 利用者支援事業（こども家庭センター）	56
(2) 時間外保育事業（延長保育）	57
(3) 学童保育（放課後児童クラブ）	57
(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	57
(5) 地域子育て支援拠点事業	58
(6) 一時預かり事業（在園児対象）	58
(7) 一時預かり事業（幼稚園以外等）	59
(8) 病後児保育事業	59
(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	59
(10) 妊婦健康診査事業	60
(11) 乳児家庭全戸訪問事業	60
(12) 養育支援訪問事業	60
(13) 児童育成支援拠点事業	61
(14) 親子関係形成支援事業	61
(15) 妊婦等包括相談支援事業	61
(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	61
(17) 産後ケア事業	62
3. 教育・保育の一体的提供及び推進	62
(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方	62
(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策	62
(3) 地域における教育・保育施設等及び地域型保育事業を行う者の連携方策	63
(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策	63
(5) 各地域における学童保育と小学校等との連携方策	63
第5章 計画の推進体制	64
1. 計画の推進体制	64
(1) 子ども・子育て会議による進捗評価	64
(2) 庁内における進捗評価の体制	64
(3) 関係機関等との連携・協働	65
(4) 計画の周知	65
2. 進捗評価の仕組み	66

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画の趣旨

(1) 計画の策定にあたって

本市では、令和2年3月に「第2期南陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、幼稚園や保育所などの教育・保育について必要な量を定めるとともに、就学前の子どもの一時預かりや地域子育て支援拠点事業などの様々な子育て支援の事業についても提供体制を整備してきました。また、地域の実情に応じた質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が総合的かつ効率的に提供されるよう、様々な施策を計画的・総合的に推進してきました。

しかしながら、核家族化や地域のつながりの希薄化、家庭や地域の「子育て力・教育力」の低下などの課題は続いており、子どもや子育て家庭に対する支援の必要性は依然高く、子ども・子育て支援制度に基づく幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実や「子育て安心プラン」などに基づく保育の受け皿確保が進められている状況となっています。

今後は、幼児教育・保育の無償化、働き方改革など、子育てや暮らしのあり方が多様化していく中で、保護者がどのように子育てしたいか、働きたいか、暮らしたいか、といった当事者の視点に立った子育て支援が重要となります。

このような状況を踏まえ、引き続き教育・保育の提供量に着目した視点を大切にするとともに、本市の子どもとその保護者らが幸せに住み続けることができるよう、子育て支援の各事業を地域の協力のもと、計画的に行っていくために、「第3期南陽市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

なお、令和7年度中に「南陽市こども計画」の策定に着手する予定です。こども施策に関する分野の計画を一体的に包含するものとなりますが、子ども・子育て支援事業計画もその一つとなります。ついては「第3期南陽市子ども・子育て支援事業計画」は、こども計画への移行を前提とし、『子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項』を中心に策定しています。

(2) 子ども・子育て支援をめぐる国の動向

時期	取り組み	内容
平成 15 年 (2003 年)	少子化社会対策基本法施行	少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定
平成 17 年 (2005 年)	次世代育成支援対策推進法施行	少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間において重点的に推進
平成 18 年 (2006 年)	新しい少子化対策について	「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進
	「認定こども園」の制度創設	就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能をあわせもつ施設の創設
平成 19 年 (2007 年)	「放課後子どもプラン」の創設	文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施
	「子どもと家族を応援する日本」重点戦略	「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の 2 点を車の両輪として推進
平成 20 年 (2008 年)	「新待機児童ゼロ作戦」	希望するすべての人が安心して子どもを預けて働けることができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化
平成 22 年 (2010 年)	「子ども・子育てビジョン」閣議決定	「子どもが主人公 (チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す
	子ども・子育て新システム検討会議設置	幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始
	子ども・若者育成支援推進法施行	子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進
平成 24 年 (2012 年)	子ども・子育て関連 3 法公布	「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の 3 法の公布

時期	取り組み	内容
平成 26 年（2014 年）	子どもの貧困対策の推進に関する法律施行	生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進
	次世代育成支援対策推進法の一部改正法の公布	法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長
	「放課後子ども総合プラン」の策定	次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進
平成 27 年（2015 年）	子ども・子育て支援新制度の施行	子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行
	子ども・子育て本部の設置	平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援新制度の施行にあわせて、内閣府に、内閣府特命担当大臣（少子化対策）を本部長とし、少子化対策及び子ども・子育て支援の企画立案・総合調整並びに少子化社会対策大綱の推進や子ども・子育て支援新制度の施行を行うための新たな組織である子ども・子育て本部を設置
平成 28 年（2016 年）	子ども・子育て支援法の一部改正法の施行	一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設
	ニッポン一億総活躍プランの策定	「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す
	児童福祉法等の一部改正法の公布	児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める
平成 29 年（2017 年）	「働き方改革実行計画」の策定	平成 28 年 9 月より、内閣総理大臣を議長とする「働き方改革実現会議」が開催され、時間外労働の上限規制のあり方など長時間労働の是正、同一労働同一賃金の実現などによる非正規雇用の処遇改善等をテーマに討議が行われ、平成 29 年 3 月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられる
	「子育て安心プラン」の策定	令和 2 年度末までに待機児童を解消するとともに、令和 4 年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備
	「新しい経済政策パッケージ」閣議決定	消費税引き上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す
平成 30 年（2018 年）	「新・放課後子ども総合プラン」の策定	放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定
令和元年（2019 年）	子ども・子育て支援法の一部改正法の施行	子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化

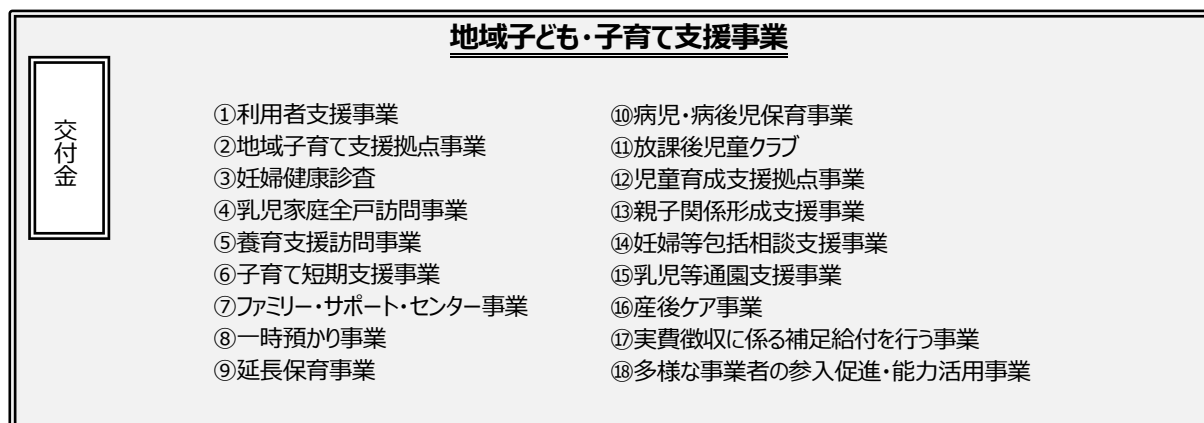
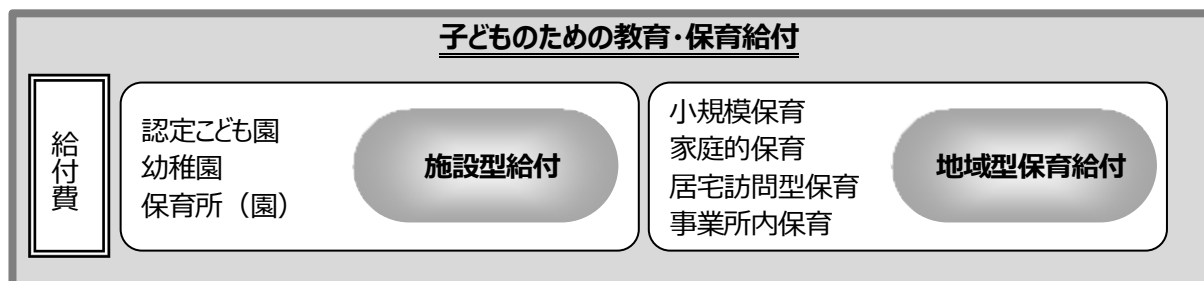
(3) 子ども・子育て支援制度の概要

①制度の目的と主な内容

「子ども・子育て支援制度」では、子育ての孤立感と負担感の増加や深刻な待機児童問題、放課後児童クラブの不足、女性の社会参画を支える支援の不足（M字カーブの解消）、地域の実情に応じた提供対策などとあわせて、子ども・子育て支援の質と量の不足を解消するために、「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」の3つを柱として掲げています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善・普及促進（「幼保連携型認定こども園」について設置手続きの簡素化、財政支援の充実・強化）
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定、教育・保育に対する財政措置の充実（認定こども園・幼稚園・保育所（園）の給付制度の統一、地域型保育事業の給付制度の創設）
- 地域の子ども・子育て支援の充実、子育てに対する多様な支援の充実（利用者支援事業の創設、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなど既存の「地域子ども・子育て支援事業」の充実）

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組みとなっています。子ども・子育て支援制度は、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。



②保育の必要性の認定について

保育の必要性の認定については、保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他に優先すべき事情などを勘案して行います。

認定区分は1号～3号の3区分となっており、区分によって利用できるサービス・事業が異なっています。

【認定区分】

認定区分とそれぞれの対象者、利用できる事業などは以下のようになります。

認定区分	対象者	対象事業
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの利用を希望する就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園(教育利用)
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用)
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所(園) 認定こども園(保育利用) 小規模保育事業など

【認定基準】

保育の必要性については、保育を必要とする事由、保育を必要とする時間(保護者の就労時間)、その他に優先すべき事情などにより、総合的に判断を行います。

<事由>

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| ○就労 | ○妊娠・出産 |
| ○保護者の疾病・障害 | ○同居親族等の介護・看護 |
| ○災害復旧 | ○求職活動 |
| ○就学 | ○虐待やDVのおそれがあること |
| ○育児休業取得時に、すでに保育を利用していること | |
| ○その他市町村が定める事由 | e t c . |

<保育時間>

- | |
|---------------------------------|
| ○保育標準時間
主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 |
| ○保育短時間
主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 |

<優先すべき事情>

- | |
|---------------------------------|
| ○ひとり親家庭 |
| ○生活保護世帯 |
| ○生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 |
| ○虐待やDVのおそれがある場合など、社会的養護が必要な場合 |
| ○子どもが障害を有する場合 |
| ○育児休業明け |
| ○兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所等の利用を希望する場合 |
| ○小規模保育事業などの卒園児童 |
| ○その他市町村が定める事由 |
| e t c . |

③子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小規模保育等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組みとなります。

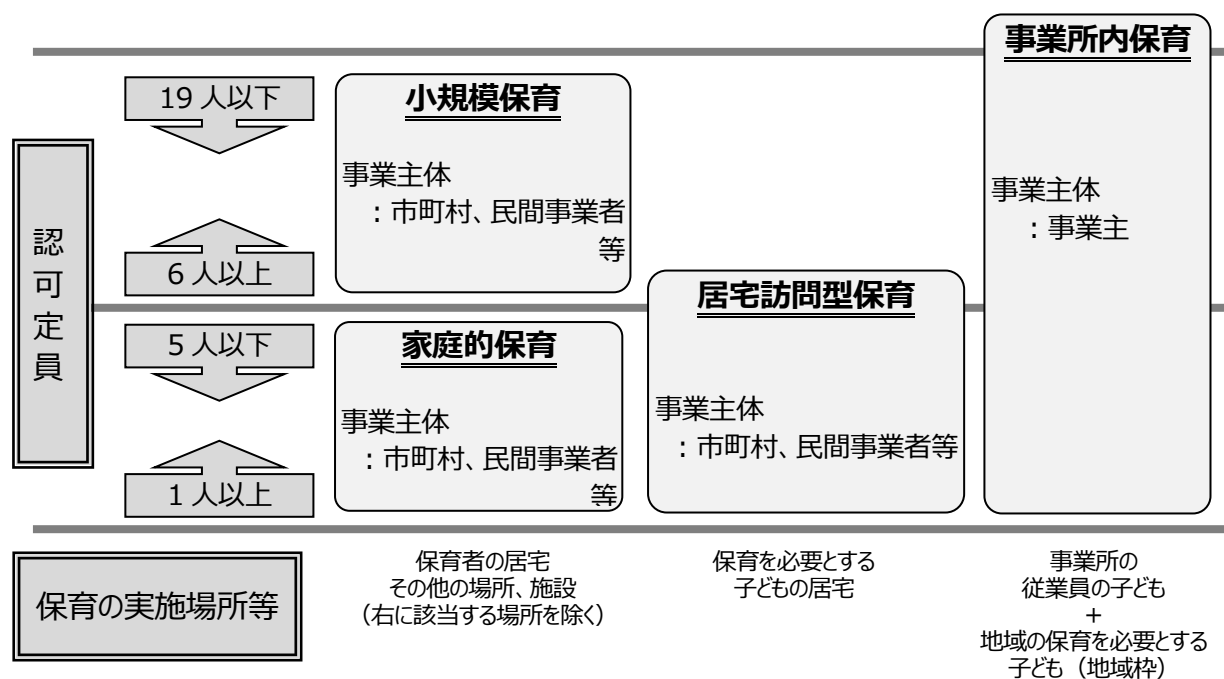
給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

■施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所（園）」等の教育・保育施設となります。

■地域型保育給付

地域型保育給付の対象となる事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」となります。（新制度では、定員 19 人以下の保育事業を市町村による認可事業となる“地域型保育事業”とし、給付の対象としています。）



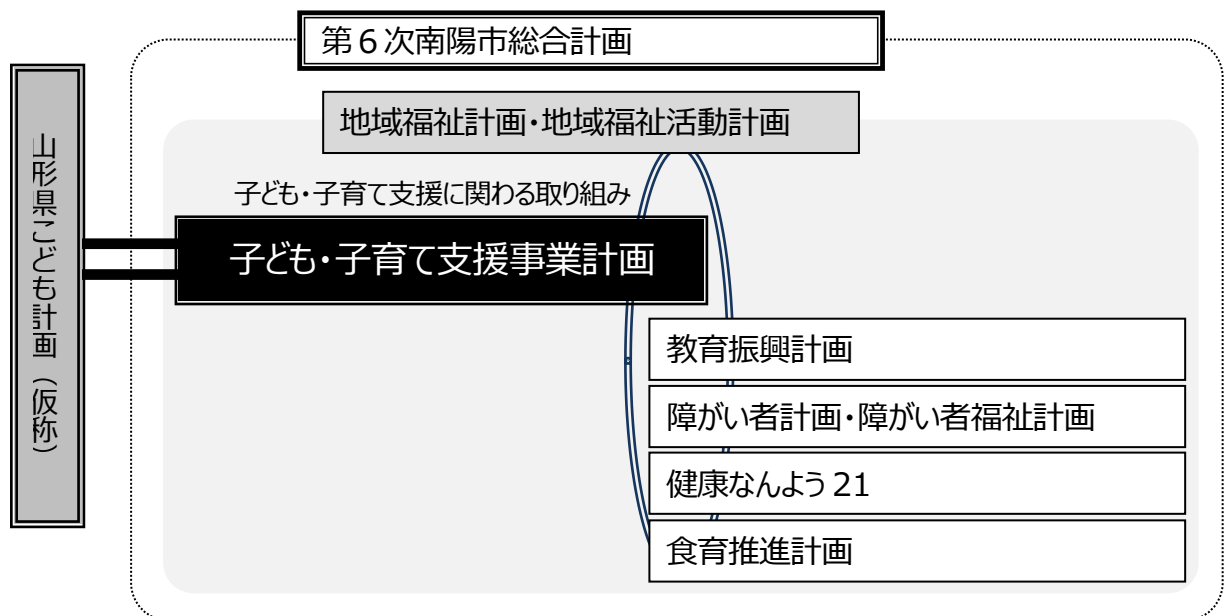
2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」となります。
市の基本方針に関する上位計画である「第 6 次南陽市総合計画(後期基本計画)」や福祉分野の上位計画である「南陽市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他の諸計画など、子どもの福祉や教育に関する部分において他の計画とも整合を図り、調和を保った計画の推進を図ります。

【子ども・子育て支援法（抜粋）】

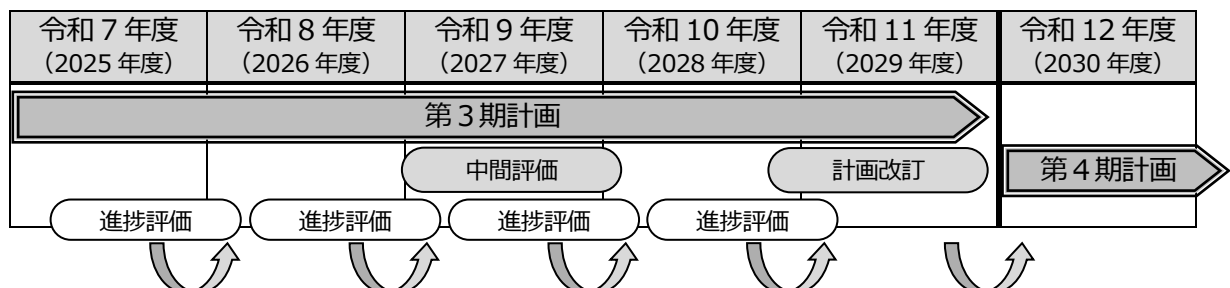
(市町村子ども・子育て支援事業計画)
第 61 条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

【諸計画の関係】



3. 計画の期間

本計画は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とします。
なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、中間年を目安として見直しを行うこととします。



なお、令和 7 年度中から「南陽市子ども計画」の策定に着手する予定です。こども施策に関する分野の計画を一体的に包含するものとなりますが、子ども・子育て支援事業計画もその一つとなります。については「第 3 期南陽市子ども・子育て支援事業計画」は、こども計画への移行を前提とし、『子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項』を中心に策定しています。

4. 計画の策定方法

(1) 南陽市子ども・子育て会議による協議

子ども・子育て支援に関する幅広い協議を行うために、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、教育関係者、関係行政機関等で構成する「南陽市子ども・子育て会議」で計画内容の検討を行いました。

(2) 庁内関係課による協議

行政内部での子ども・子育て支援に関する施策等の連携を図るために、関係課で協議し、計画内容の調整を行いました。

(3) ニーズ調査の実施

就学前児童（の保護者）、小学生（の保護者）を対象に、子育てに関する生活実態やニーズの数値化等の基礎データを把握するためにニーズ調査を実施しました。

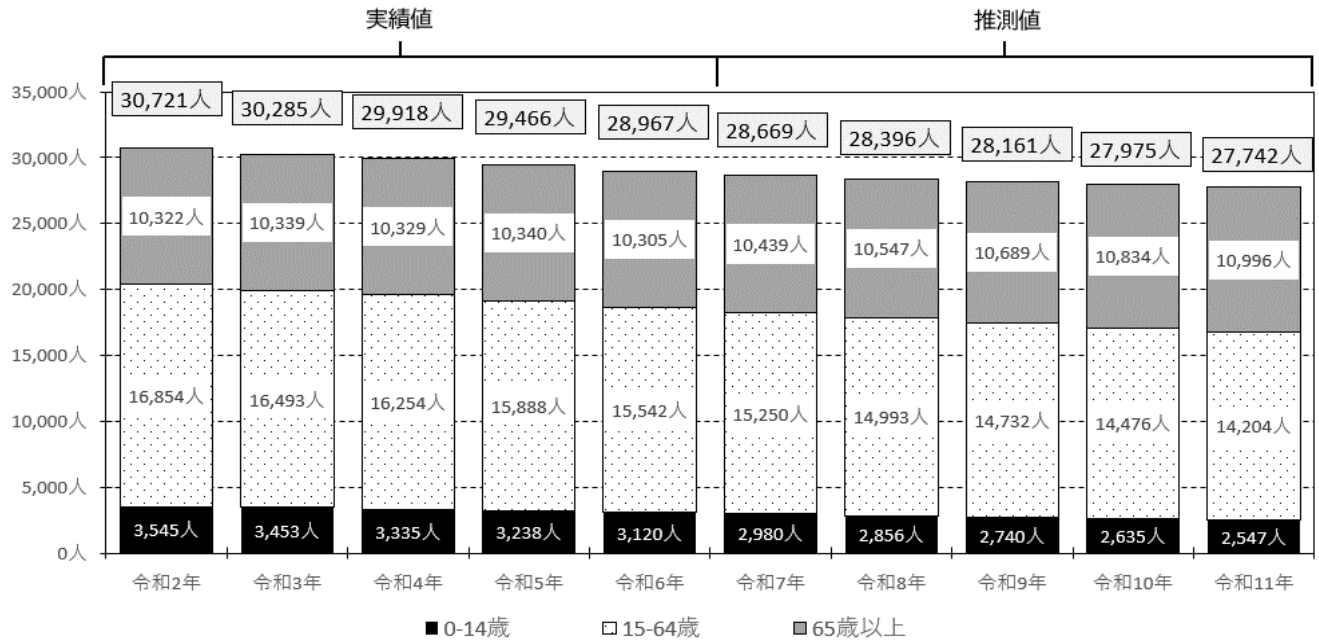
(4) パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和7年3月19日（水）から、令和7年3月28日（金）まで、計画素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 本市の概況

(1) 総人口及び将来人口の推移

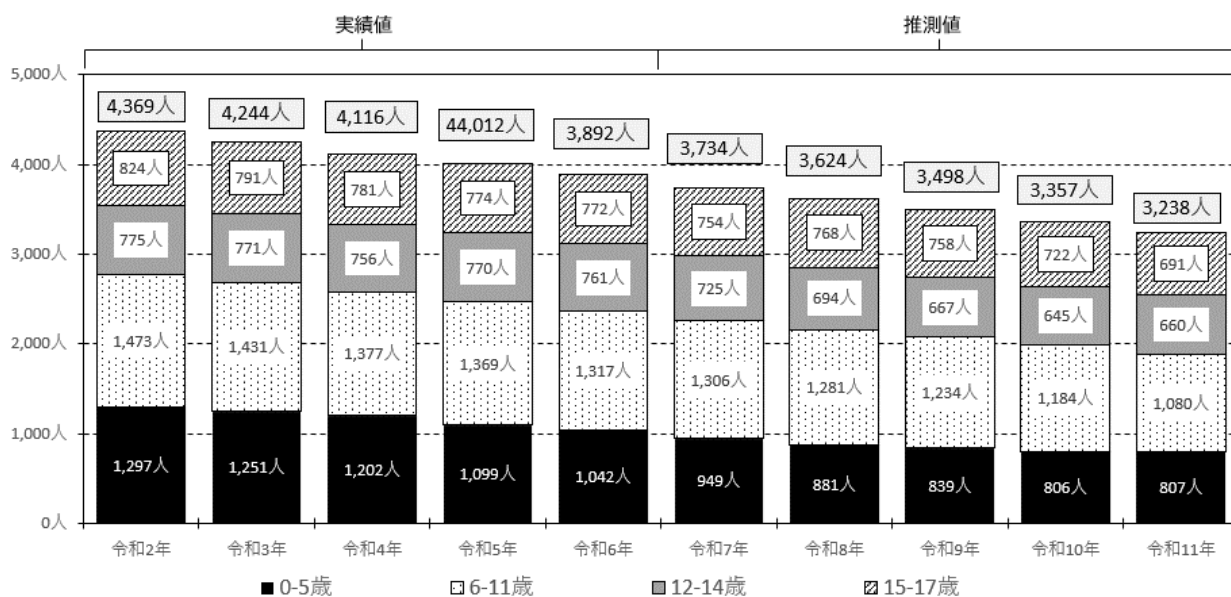


資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

総人口は減少傾向にあり、令和6年3月末は28,967人となっています。年齢3区分別にみると、65歳以上人口は増加傾向にありますが、0-14歳人口は減少傾向にあります。

令和2年から令和6年の人口推移の傾向をもとに令和11年までの人口推計を行ったところ、0-14歳人口は減少傾向を続けるものと試算され、令和2年の3,545人から、令和11年には2,547人と998人の減少となっています。

(2) 18歳未満人口及び将来人口の推移



	実績値					推計値				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	203	177	169	140	139	138	137	136	135	134
1歳	211	199	175	168	137	136	135	137	135	134
2歳	209	212	198	171	167	134	134	135	137	134
3歳	238	206	217	199	174	167	131	133	135	137
4歳	219	240	203	220	197	177	167	131	133	135
5歳	217	217	240	201	228	197	177	167	131	133
6歳	222	215	217	235	196	228	196	177	167	130
7歳	228	221	216	217	235	193	228	195	177	167
8歳	243	229	220	218	216	234	191	228	194	177
9歳	254	244	231	219	219	215	233	189	228	193
10歳	270	252	243	234	218	219	214	232	187	228
11歳	256	270	250	246	233	217	219	213	231	185
12歳	234	253	268	248	245	233	216	219	212	230
13歳	284	234	254	268	248	245	233	215	219	211
14歳	257	284	234	254	268	247	245	233	214	219
15歳	250	258	284	234	254	268	246	245	233	213
16歳	288	246	253	287	232	254	268	245	245	233
17歳	286	287	244	253	286	232	254	268	244	245
18歳未満人口	4,369	4,244	4,116	4,012	3,892	3,734	3,624	3,498	3,357	3,238

資料：住民基本台帳、各年3月末現在
推計はコーホート変化率法による

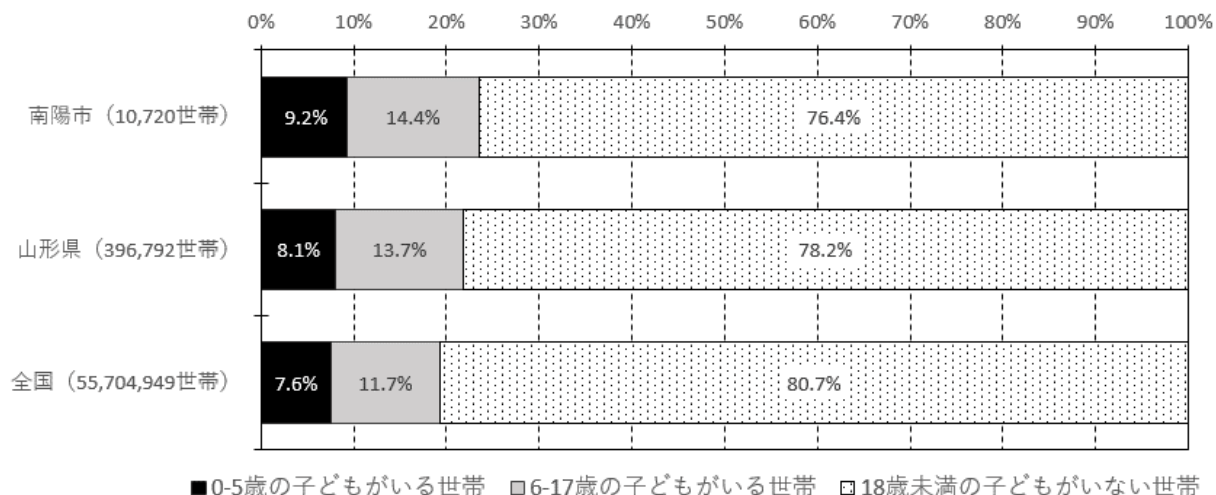
18歳未満人口は減少傾向にあり、今後も同様に減少していくものと推計されています。

特に就学前児童に相当する0-5歳人口は減少傾向が顕著で、令和6年に比べて、令和11年には235人減少して807人になるものと試算されています。

小学校児童に相当する6-11歳人口、中学校生徒に相当する12-14歳人口も減少傾向を示していますが、令和11年の推計は令和6年の水準の8割程度となっており、減少幅は大きくなって行くものと試算されています。

(3) 子どもがいる世帯の状況

①18歳未満の子どもがいる世帯の割合

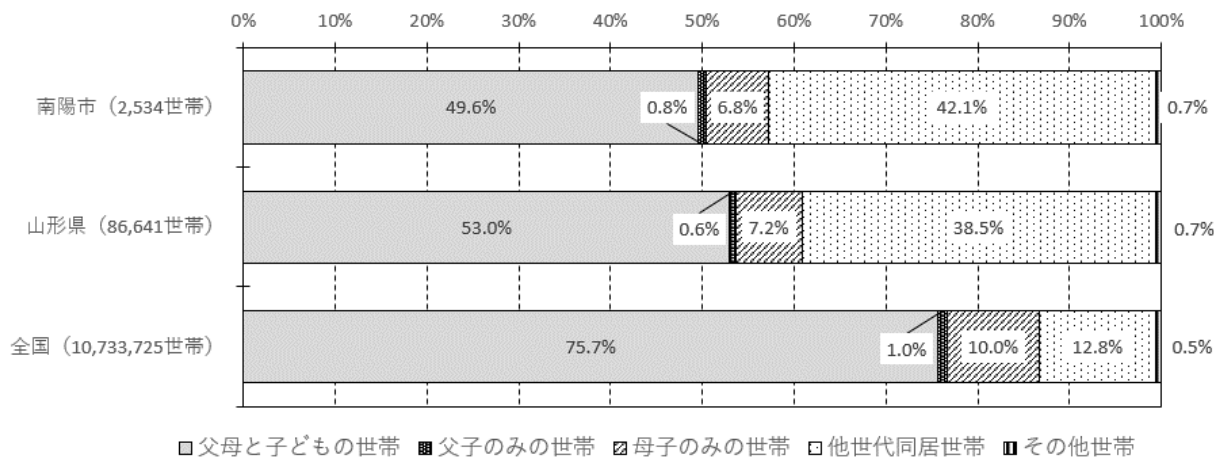


資料：国勢調査（令和2年）

本市の0-5歳の子どものいる世帯の割合は9.2%で、全国平均の7.6%や山形県平均の8.1%よりもやや高い水準となっています。

6-17歳の子どものいる世帯とあわせると、本市の18歳未満の子どもがいる世帯の割合は23.6%で、全国平均（19.3%）や県平均（21.8%）よりもやや高くなっています。

②18歳未満の子どもがいる世帯の種類

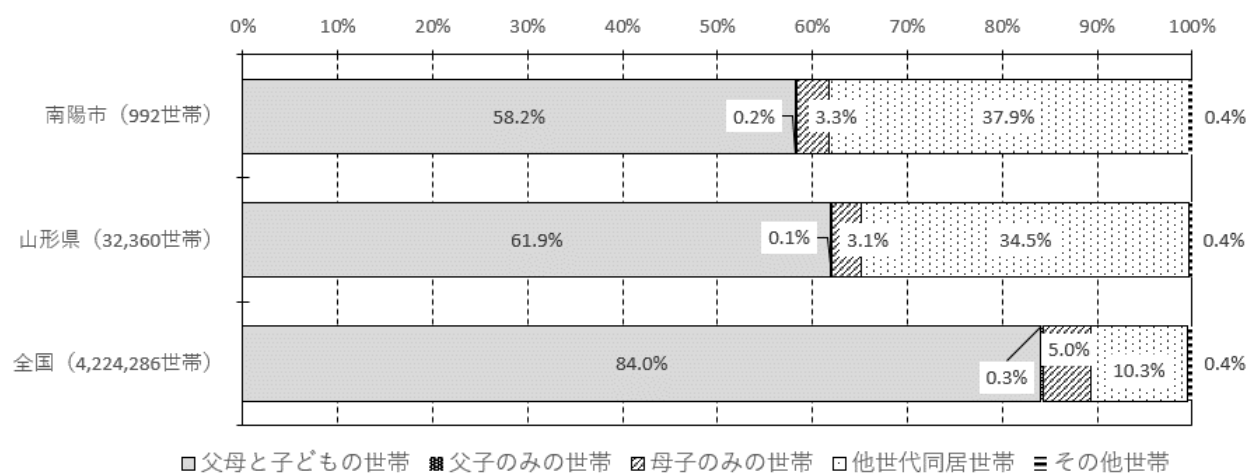


資料：国勢調査（令和2年）

18歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本市では42.1%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国や県の平均よりも高い割合を占めています。

父親のみの世帯、母親のみの世帯をあわせたひとり親家庭は7.6%で、山形県の7.8%とほぼ同水準で、国の11.0%よりも低い水準となっています。また、父母と子どもの世帯も49.6%と国の平均（75.7%）よりも低い水準となっています。

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の種類



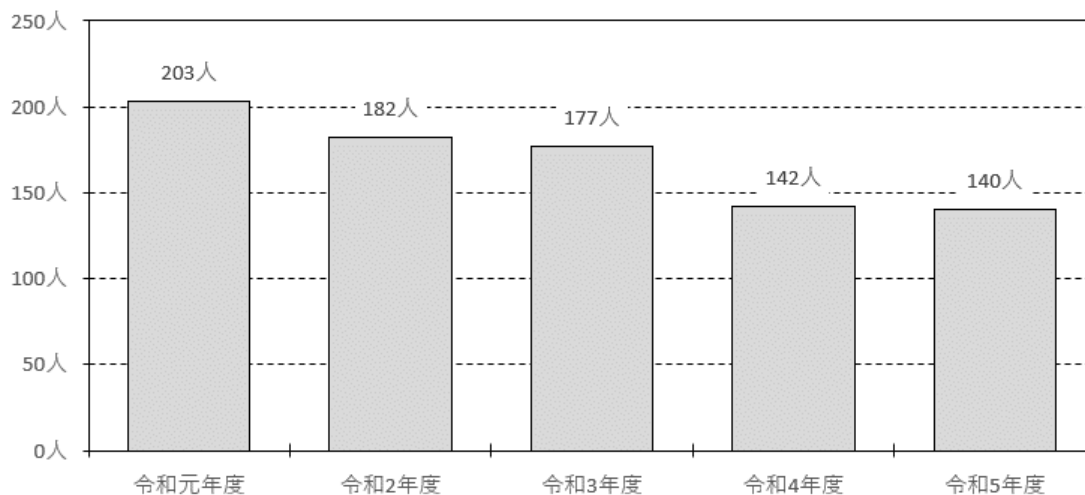
資料：国勢調査（令和2年）

6歳未満の子どもがいる世帯の種類をみると、本市では37.9%が多世代同居世帯（祖父母等との同居）となっており、国の平均（10.3%）よりも高く、山形県の平均（34.5%）よりもやや高い水準となっています。

父子のみの世帯、母子のみの世帯をあわせたひとり親家庭は3.5%で、国の平均（5.3%）よりも低く、山形県の平均（3.2%）と同程度の水準となっています。また、父母と子どもの世帯も58.2%と国の平均（84.0%）よりも低く、山形県の平均（61.9%）と同程度の水準となっています。

(4) 出生の状況

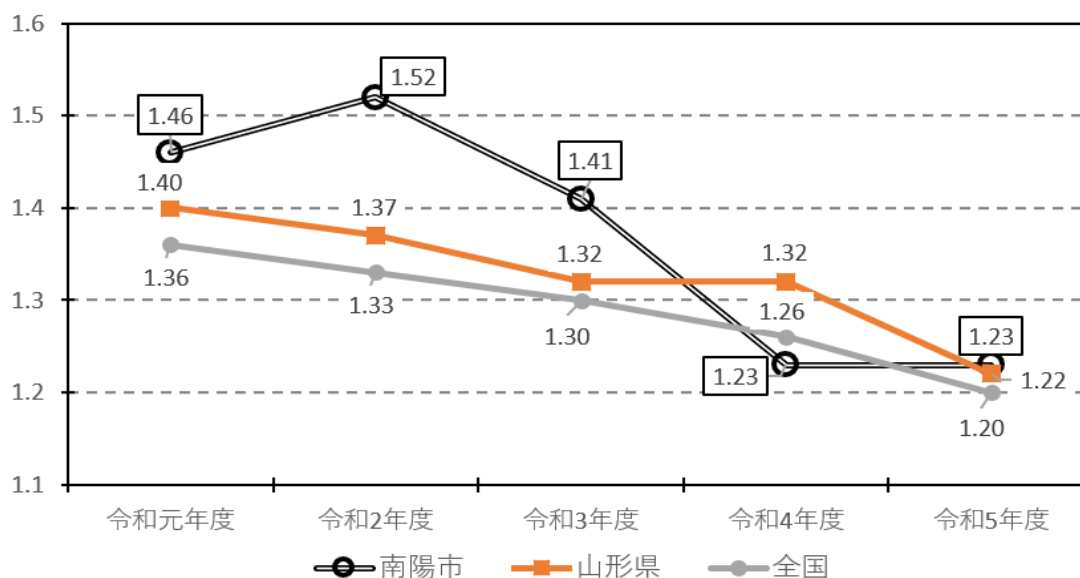
① 出生数の推移



資料：山形県社会的移動人口調査

出生数は減少傾向にあり、令和5年は140人と、令和元年に比べると、63人の減少となっています。

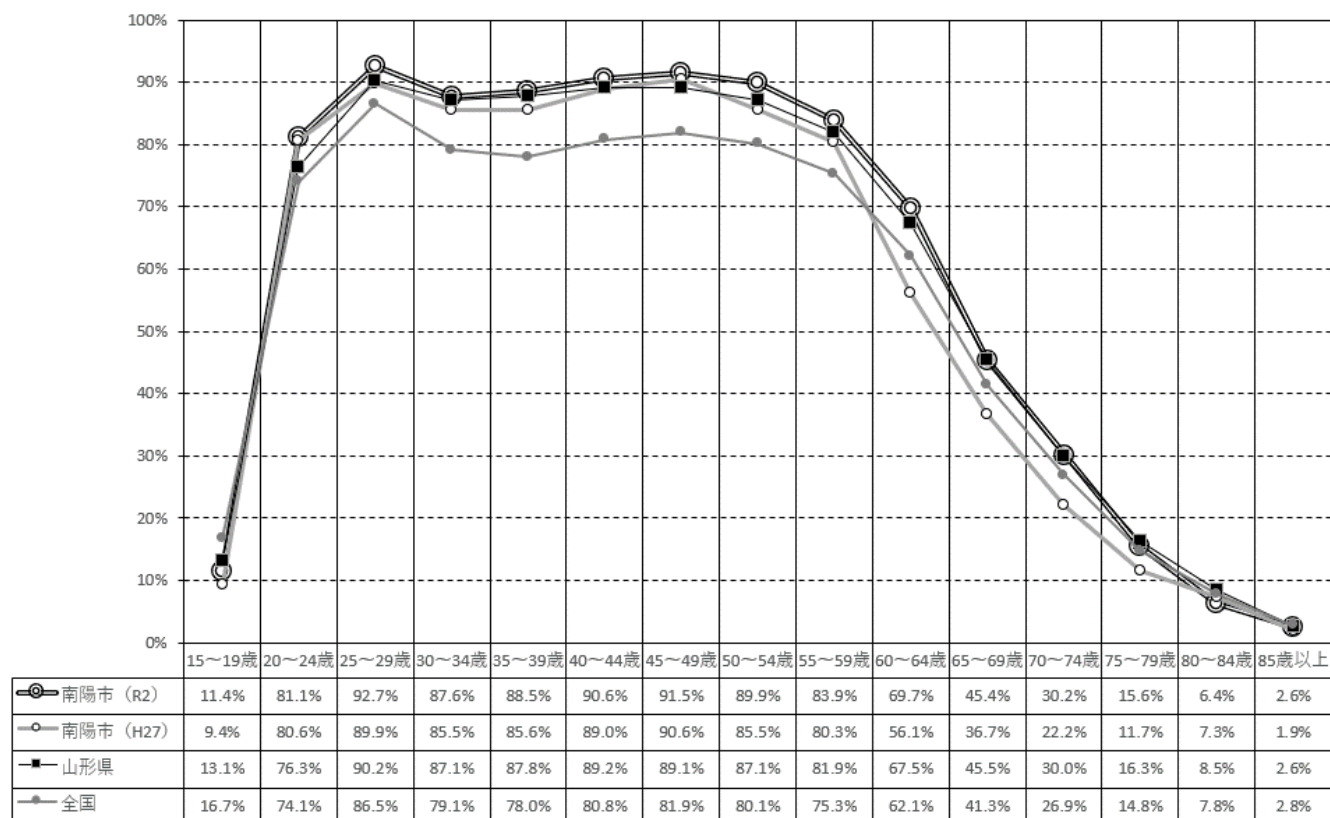
② 合計特殊出生率の推移



資料：山形県社会的移動人口調査

合計特殊出生率の推移をみると、令和2年は1.52と、山形県の平均（1.37）よりも高い水準となりましたが、コロナ禍を経て減少傾向にあります。令和5年度は、本市、山形県平均、全国平均は同水準となっています。

(5) 女性の労働力率の状況



資料：国勢調査（令和2年、平成27年）

女性の労働力率をみると、本市では25-29歳の92.7%に向けて上昇し、30-34歳でいったん87.6%にやや低下した後、45-49歳の91.5%まで再び上昇してから減少していく、ゆるやかなM字カーブの傾向を示しています。

平成27年時に比べると、30-34歳でいったん低下する傾向は同様となっていますが、25-29歳の労働力率は89.9%から92.7%に上昇しており、以降の年代では全般的に労働力率が上昇しています。

山形県の平均よりも20-24歳の労働力率が高いものの、概ね山形県平均と同様の傾向となっており、全国平均と比べると、同様のM字カーブを描いていますが、全体的に労働力率が高い水準となっています。

2. 教育・保育事業の進捗状況

(1) 教育・保育事業の利用状況

令和6年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは0、空欄）となっている部分があります。

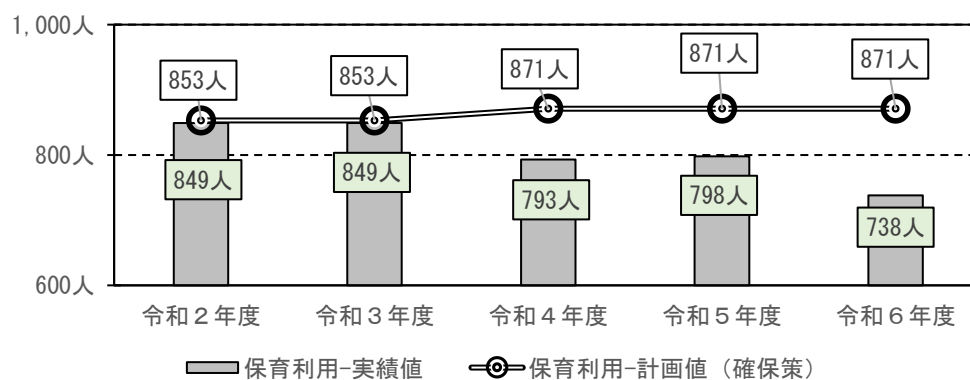
①教育利用での利用状況



資料：市統計資料

特定教育・保育施設、確認を受けない幼稚園における教育利用の状況（3～5歳で1号認定もしくは2号認定を受け、教育利用を希望する者）をみると、第2期計画における計画値に対して、実績値は令和2年度から令和3年度はほぼ計画どおりでしたが、令和4年度以降は減少傾向となっています。

②保育利用での利用状況



資料：市統計資料

特定教育・保育施設、特定地域型保育事業における保育利用の状況（3～5歳で2号認定を受け、保育利用を希望する者及び0～2歳で3号認定を受けた者）をみると、第2期計画における計画値に対して、実績値は令和2年度から令和3年度はほぼ計画どおりでしたが、令和4年度以降は計画を下回る水準となっています。

③ 0～2歳の保育利用状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児人口	推計人口	630人	614人	582人	565人	549人
	実績値	623人	588人	542人	479人	443人
量の見込み	計画値(確保策)	348人	353人	343人	344人	344人
	実績値	399人	399人	369人	369人	309人
満3歳未満児の保育利用率	計画値(確保策)	55.2%	57.5%	58.9%	60.9%	62.7%
	実績値	64.0%	67.9%	68.1%	77.0%	69.8%

資料：市統計資料

0～2歳の保育利用の状況をみると、計画値では350人前後の水準と見込んでいましたが、令和5年度までは計画値を上回っており、令和6年度は309人と計画値を下回っています。

3歳未満児の保育利用率（3歳未満児人口に占める保育利用者の割合）は、計画値では5～6割台に上昇するものと見込んでいましたが、実績では令和2年度には6割を超え、令和5年度には77.0%となっています。

④教育・保育事業の進捗評価

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教育利用	計画値(確保策)	508人	505人	504人	496人	495人
	実績値	499人	509人	331人	304人	250人
	達成率	98.2%	100.8%	65.7%	61.3%	50.5%
保育利用	計画値(確保策)	853人	853人	871人	871人	871人
	実績値	849人	849人	793人	798人	738人
	達成率	99.5%	99.5%	91.0%	91.6%	84.7%

資料：市統計資料

教育利用については第2期計画の計画値に対して実績値は、令和3年度まではほぼ10割の達成率となっておりますが、令和4年度以降は、大幅に乖離しています。

保育利用については、計画値のほぼ8割から9割の実績となっておりますが、減少傾向にあります。

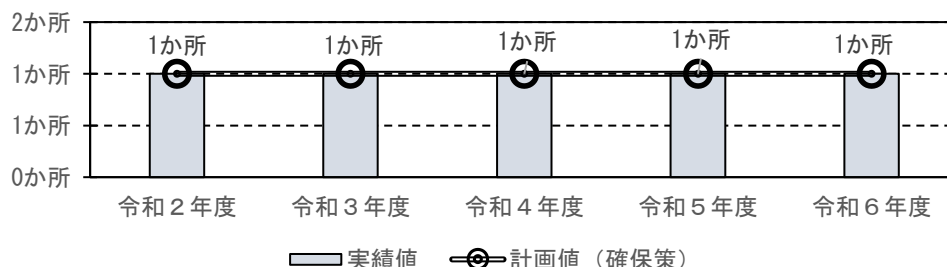
教育利用は、減少幅が大きく今後も低位で推移していくものと思われます。

保育利用については、減少傾向にあります。今後確保策を検討するにあたり、的確に保育ニーズを捉える必要があると思われます。

(2) 法定事業の利用状況

令和6年度の事業実績については、まだ年度途中のため、暫定値（もしくは0、空欄）となっています。

①利用者支援事業

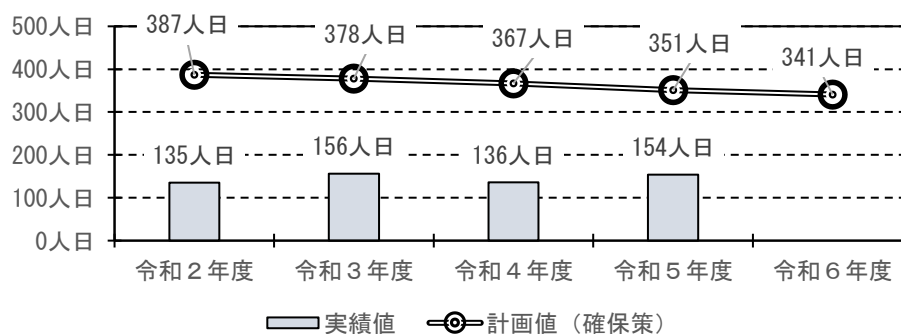


資料：市統計資料

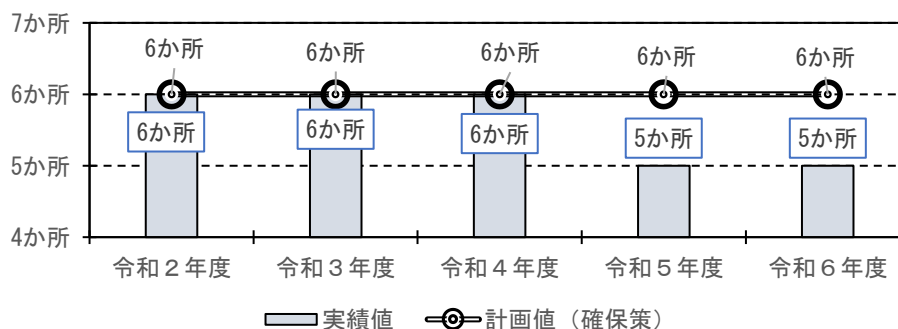
利用者支援事業については計画どおり、1か所で事業を実施しました。

②時間外保育事業（延長保育）

【利用量】



【箇所数】



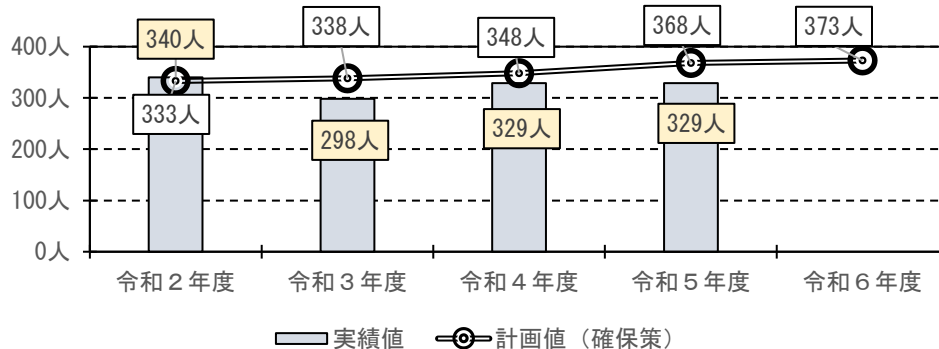
資料：市統計資料

時間外保育事業は計画値では1か月あたり300人日台の利用を見込んでいましたが、利用実績は、130人～150人台の推移となっており、計画値を下回る水準で推移しています。

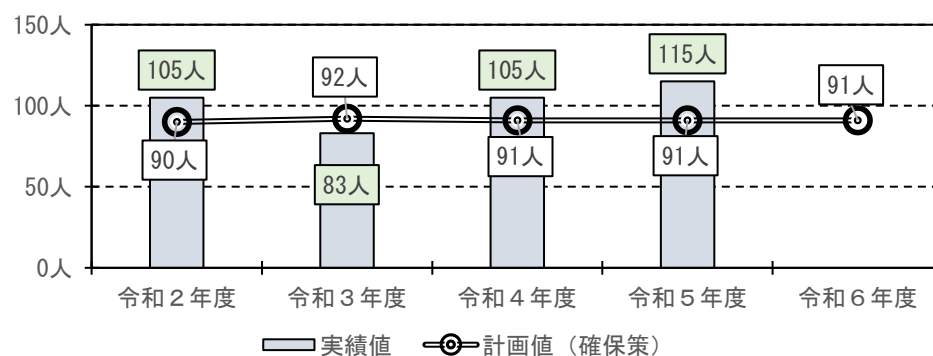
事業の提供箇所数は計画では6か所を見込んでいましたが、令和5年度から、1施設が閉園となったため5か所となっています。

③学童保育（放課後児童クラブ）

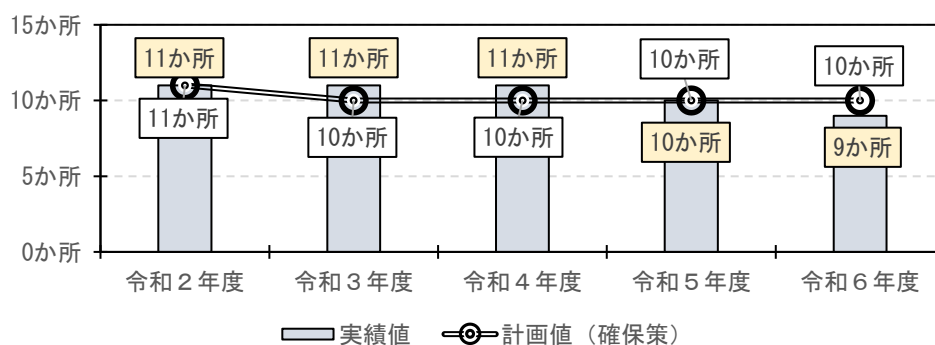
【低学年】



【高学年】



【箇所数】



資料：市統計資料

学童保育（放課後児童クラブ）の利用状況を見ると、低学年、高学年ともに利用実績はほぼ計画値の水準で推移しています。

実施箇所数については概ね計画値通りとなっています。

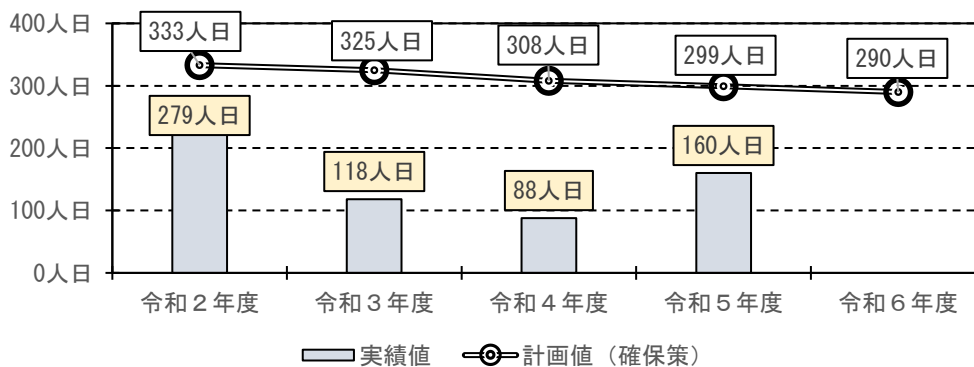
特に高学年のニーズが増加傾向にあることから、今後は利用実績に準じた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

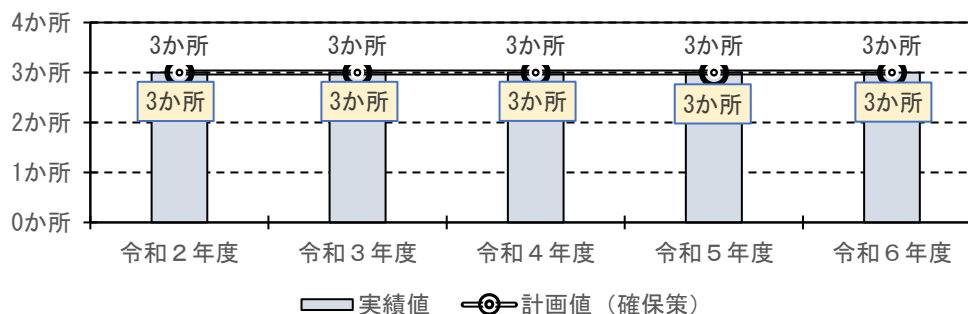
子育て短期支援事業については第2期計画においては、今後の需要の動向、基盤整備状況を踏まえ、また、実施の必要性の高まりに応じて、実施の有無について検討することとしていました。

⑤地域子育て支援拠点事業

【利用量】



【箇所数】

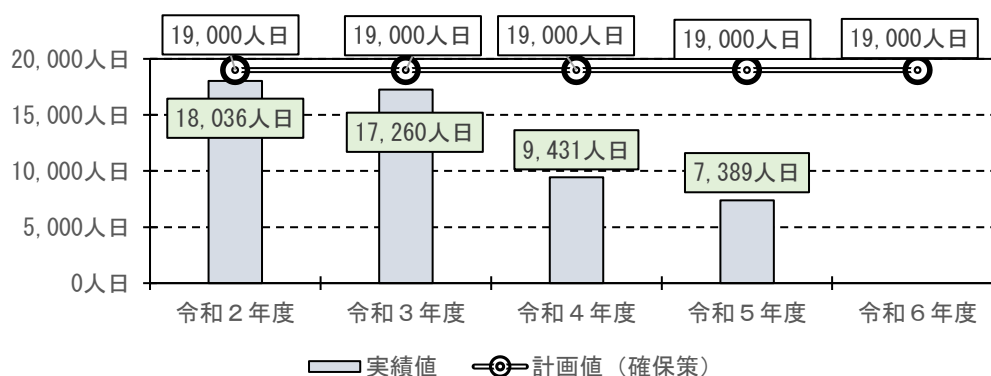


資料：市統計資料

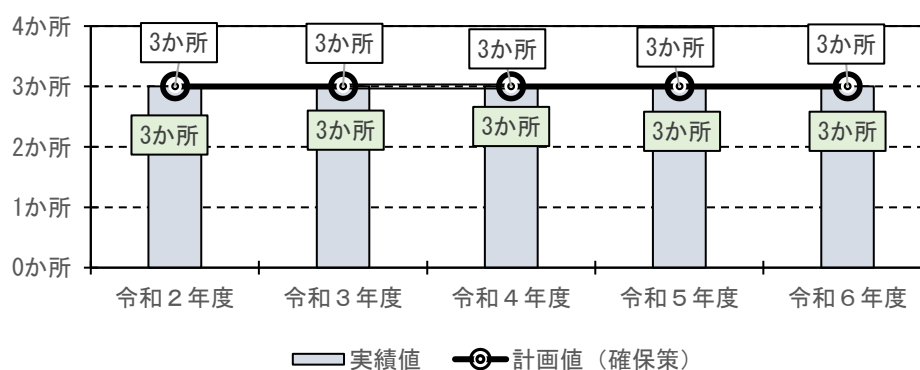
地域子育て支援拠点事業については1か月あたり300人日程度の利用を見込んでおりましたが、コロナ禍の影響により、密を避ける時期が続いたことから、令和3・4年度は大きく利用が減容しました。令和5年度のコロナ5類以降後は、増加に転じており、回復して来るものと見込んでいます。

⑥一時預かり事業（在園児対象）

【利用量】



【箇所数】



資料：市統計資料

幼稚園の在園児を対象とした一時預かり事業については 19,000 人日前後の利用を見込んでいましたが、令和4年度以降は、大きく減少しています。

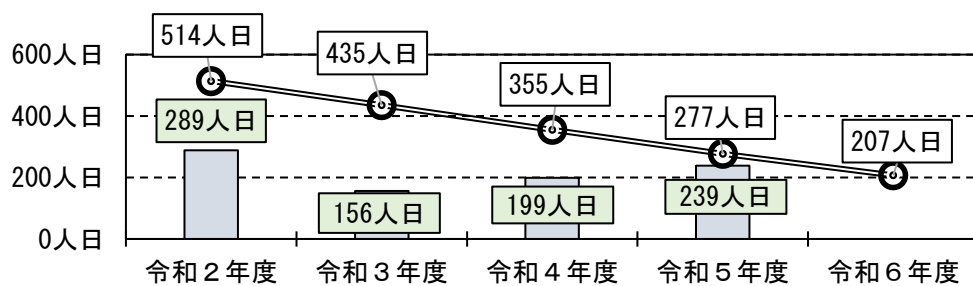
箇所数については、計画どおり3か所となっています。

1号認定児が減少傾向にありますので、今後も利用は減少していくものと思われます。

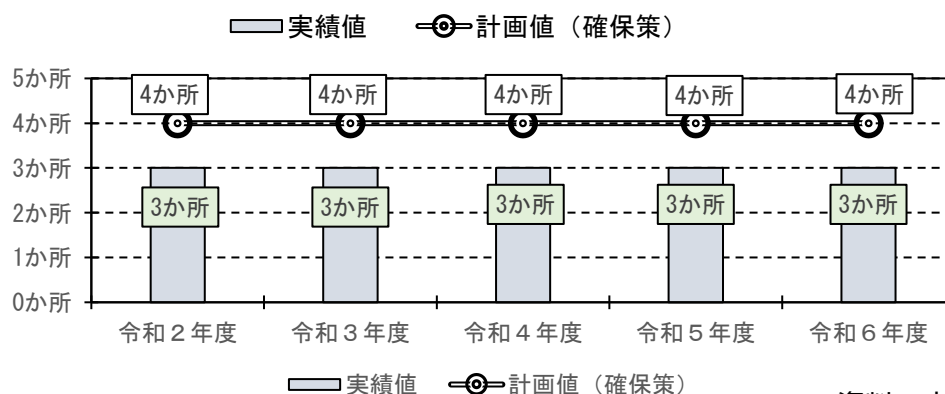
⑦一時預かり事業（幼稚園以外等）

<一時預かり（幼稚園以外）>

【利用量】



【箇所数】



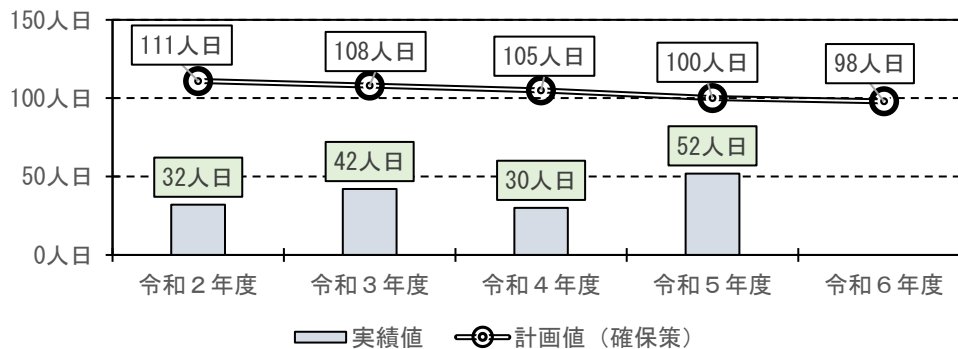
資料：市統計資料

幼稚園以外における一時預かり事業については、コロナ禍で利用が減少。実施箇所は、計画では4か所を見込んでいましたが、3か所で推移しています。

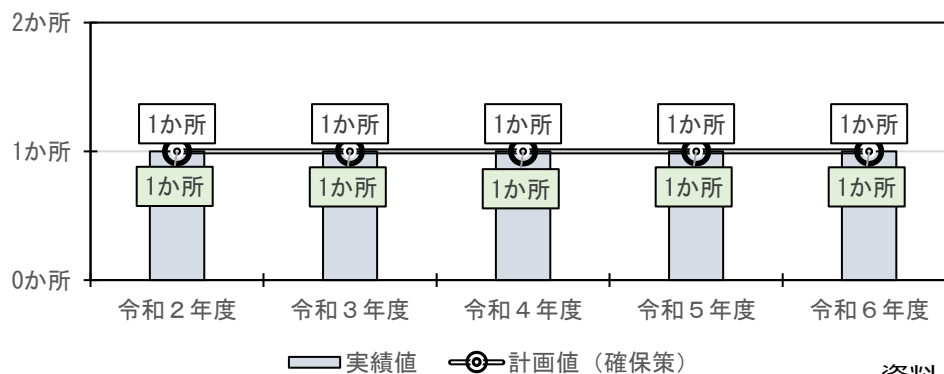
計画値よりも実績値は低い水準で推移していることから、今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑧病後児保育事業

【利用量】



【箇所数】

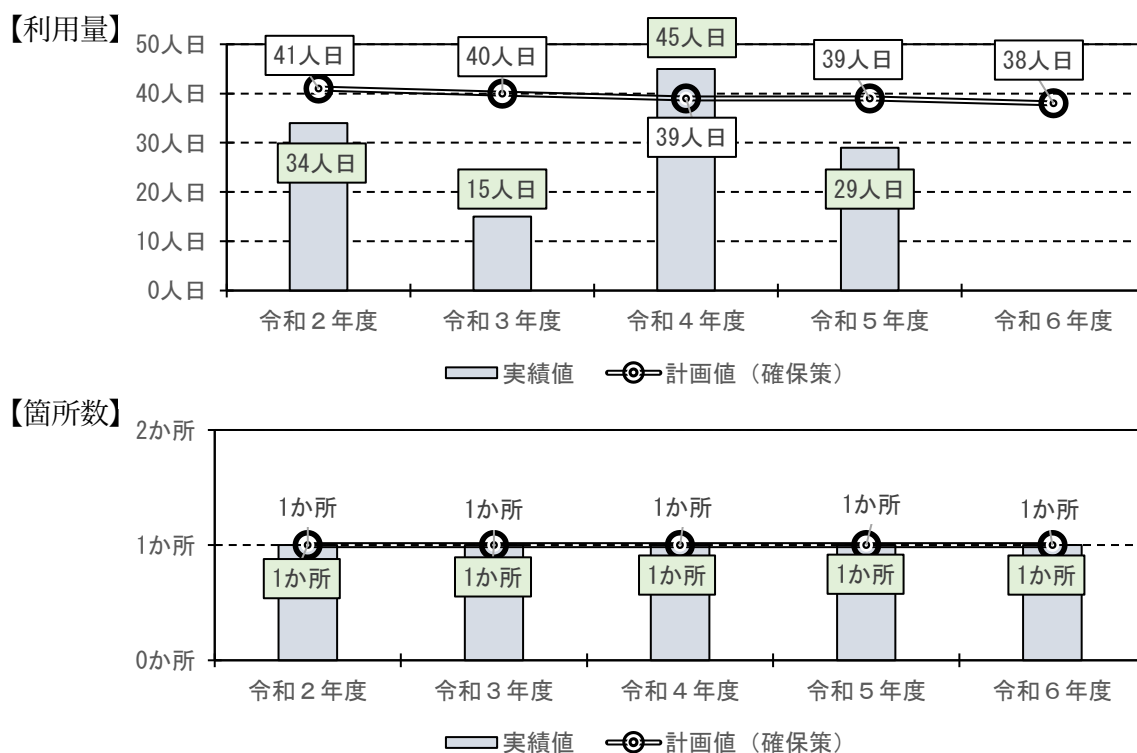


資料：市統計資料

病後児保育事業については100人日程度の利用を見込んでいましたが、50人日前後と計画の半分程度の水準で推移しています。

今後は利用実績を踏まえた利用量を検討していく必要があります。

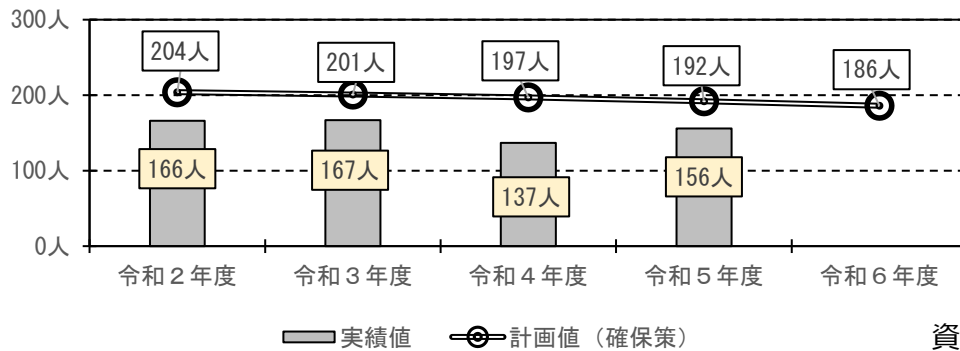
⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）



子育て援助活動支援事業については、40 人日程度と見込んでいました。若干計画を下回る水準となっています。

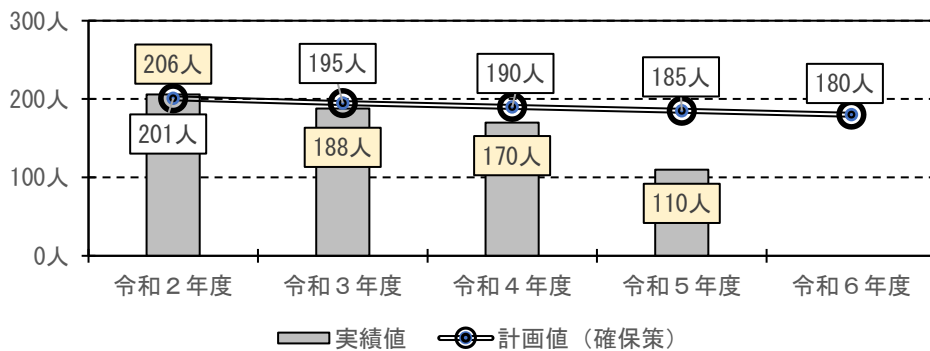
利用実績を踏まえた利用量を検討していく必要があります。

⑩妊婦健康診査事業



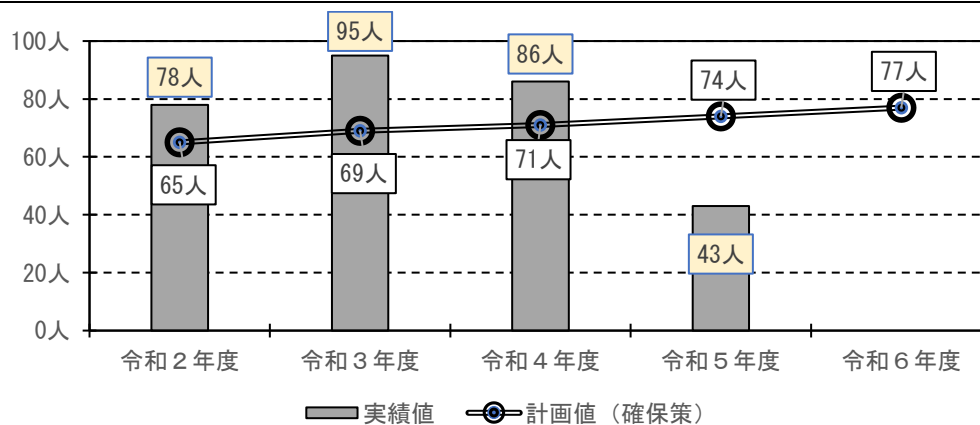
妊婦健康診査事業については 200 人程度の利用を見込んでおりましたが、出生数減少により実績は計画より低い水準となっています。出生見込を踏まえた利用量を検討していく必要があります。

⑪乳児家庭全戸訪問事業



乳児家庭全戸訪問事業については 200 人程度の利用を見込んでおりましたが、出生数減少により実績は計画より低い水準となっています。出生見込を踏まえた利用量を検討していく必要があります。

⑫ 養育支援訪問事業



資料：市統計資料

養育支援訪問事業については80人程度の利用を見込んでいましたが、令和4年度までは、計画比増で推移していましたが、令和5年度は減少しています。今後は利用実績を踏まえた利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

⑬地域子ども・子育て支援事業（法定事業）の進捗評価

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
利用者支援事業	計画値(確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
時間外保育事業(延長保育)	提供量	計画値(確保策)	387人日	378人日	367人日	351人日	341人日
		実績値	135人日	156人日	136人日	154人日	
		達成率	34.9%	41.3%	37.1%	43.9%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
		実績値	6人日	6人日	6人日	5人日	5人日
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	83.3%	83.3%
学童保育 (放課後学童クラブ)	低学年	計画値(確保策)	333人	338人	348人	368人	373人
		実績値	340人	298人	329人	329人	
		達成率	102.1%	88.2%	94.5%	89.4%	0.0%
	高学年	計画値(確保策)	90人	92人	91人	91人	91人
		実績値	105人	83人	105人	115人	
		達成率	116.7%	90.2%	115.4%	126.4%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	11か所	10か所	10か所	10か所	10か所
		実績値	11か所	11か所	11か所	10か所	9か所
		達成率	100.0%	110.0%	110.0%	100.0%	90.0%
子育て短期支援事業	計画値(確保策)	—	—	—	—	—	
	実績値	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日	
	達成率	—	—	—	—	—	
地域子育て支援拠点事業	提供量	計画値(確保策)	333人日	325人日	308人日	299人日	290人日
		実績値	279人日	118人日	88人日	160人日	
		達成率	83.7%	36.4%	28.5%	53.5%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	提供量	計画値(確保策)	19,000人日	19,000人日	19,000人日	19,000人日	19,000人日
		実績値	18,036人日	17,260人日	9,431人日	7,389人日	
		達成率	94.9%	90.8%	49.6%	38.9%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
一時預かり(幼稚園以外)	提供量	計画値(確保策)	514人日	435人日	355人日	277人日	207人日
		実績値	289人日	156人日	199人日	239人日	
		達成率	56.2%	35.9%	56.1%	86.3%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
		実績値	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		達成率	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%	75.0%
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	提供量	計画値(確保策)	41人	40人	39人	39人	38人
		実績値	34人	15人	45人	29人	
		達成率	82.9%	37.5%	115.4%	74.4%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
病後児保育事業	提供量	計画値(確保策)	111人日	108人日	105人日	100人日	98人日
		実績値	32人日	42人日	30人日	52人日	
		達成率	28.8%	38.9%	28.6%	52.0%	0.0%
	箇所数	計画値(確保策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		実績値	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
妊婦健康診査	計画値(確保策)	204人	201人	197人	192人	186人	
	実績値	166人	167人	137人	156人		
	達成率	81.4%	83.1%	69.5%	81.3%	0.0%	
乳児家庭全戸訪問事業	計画値(確保策)	201人回	195人回	190人回	185人回	180人回	
	実績値	206人回	188人回	170人回	110人回		
	達成率	102.5%	96.4%	89.5%	59.5%	0.0%	
養育支援訪問事業	計画値(確保策)	65人回	69人回	71人回	74人回	77人回	
	実績値	78人回	95人回	86人回	43人回		
	達成率	120.0%	137.7%	121.1%	58.1%	0.0%	

資料：市統計資料

地域子ども・子育て支援事業（法定事業）については計画値に準じた利用実績で推移している事業もありますが、期間を通じて計画値と利用実績が大きく乖離しているものや、直近で計画値との乖離が大きくなっているものなどがあります。

今後は個々の利用の利用実績、特に直近の利用実績の推移などを踏まえて、実情に即した利用量を見込んでいくことが必要と思われます。

3. 第2期計画の進捗状況

(1) 計画記載事業の実施状況

1 教育・保育事業の推進

- ①保育事業の推進
- ②教育事業

2 地域子ども・子育て事業の推進

- ①利用者支援事業
- ②時間外保育事業（延長保育）
- ③学童保育（放課後児童クラブ）
- ④子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業（在園児対象）
- ⑦一時預かり事業（幼稚園以外等）
- ⑧病後児保育事業
- ⑨子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）
- ⑩妊婦健康診査事業
- ⑪乳児家庭全戸訪問事業
- ⑫養育支援訪問事業

3 教育・保育の一体的提供及び推進

- ①認定こども園の普及に係る基本的考え方
- ②質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策
- ③地域における教育・保育施設等及び地域型保育事業を行う者の連携方策
- ④認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策
- ⑤各地域における学童保育と小学校等との連携方策

現行計画においては、19の事業・取り組みが掲載されておりますが、全ての事業において進捗が見られました。

(2) 実施事業の進捗評価

【自己評価の基準】

- 1. 100%（予定通り） / 2. 80-100%（概ね予定通り） / 3. 60-80%（やや予定した内容に満たない） / 4. 40-60%（予定の半分程度） / 5. 40%未満（あまり進んでいない）

現行計画に記載されている19の事業について、各事業の担当課による自己評価を行ったところ、次の5つの事業が、評価基準の3以下の達成率となっています。

○2 地域子ども・子育て事業の推進

- ②時間外保育事業（延長保育）
- ⑤地域子育て支援拠点事業
- ⑥一時預かり事業（在園児対象）
- ⑦一時預かり事業（幼稚園以外等）
- ⑧病後児保育事業

対象児童に対して、確保量が多かったことに加え、児童数が減少したこと、新型コロナウイルス感染症の影響があり、できるだけ外部接触を避ける動きがあり、利用減につながったと料されます。

4. 子ども・子育て支援ニーズ調査結果のポイント

(1) 調査の概要

①調査の目的

子ども・子育て支援事業計画の改訂に向けた基礎資料とするため、就学前児童及び小学生児童の保護者に対して、教育・保育事業の利用状況や今後の利用意向などについて本調査を実施しました。

②調査の実施状況

<調査期間>

令和6年4～5月

<調査方法>

○就学前児童調査

保育所での直接配布・回収。郵送による配布・回収。

○小学生調査

小学校での直接配布・回収。

<調査対象>

○就学前児童調査

就学前児童を持つ保護者：713人

○小学生調査

1年～3年の小学生児童を持つ保護者：643人

<回収状況>

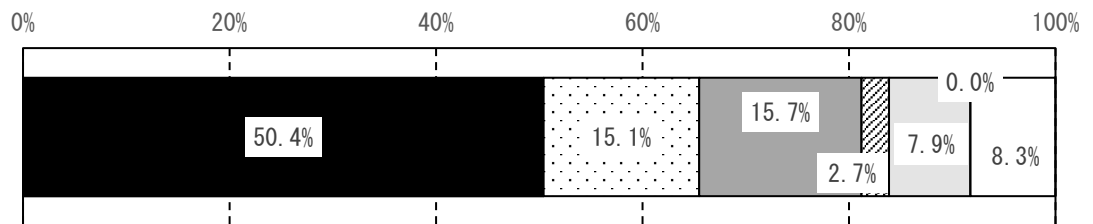
調査種別	発送数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	713票	458票	64.2%	458票	64.2%
小学生調査	643票	496票	77.1%	496票	77.1%

※回収票のうち、締め切り後に到達した分（就学前：23票、小学生：1票）及び、調査対象の年齢に合致しない票（就学前：1票）を回収無効票として除外して、有効回収票で集計を行っています。

(2) 就学前児童調査結果のポイント

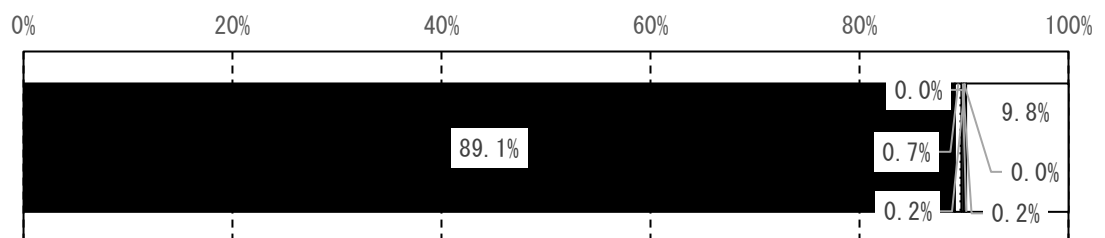
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

【父親】

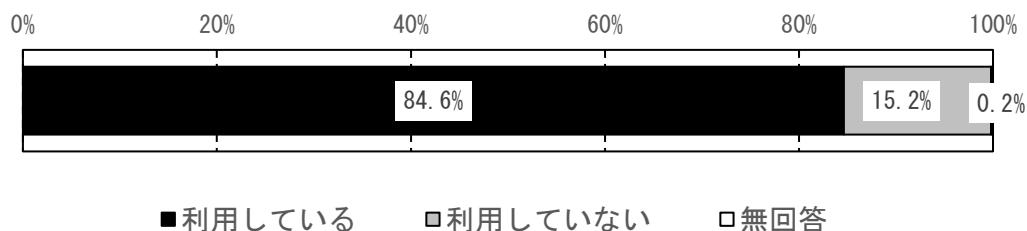


- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の50.4%、父親の89.1%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」として
います。また母親では15.1%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」と
なっています。

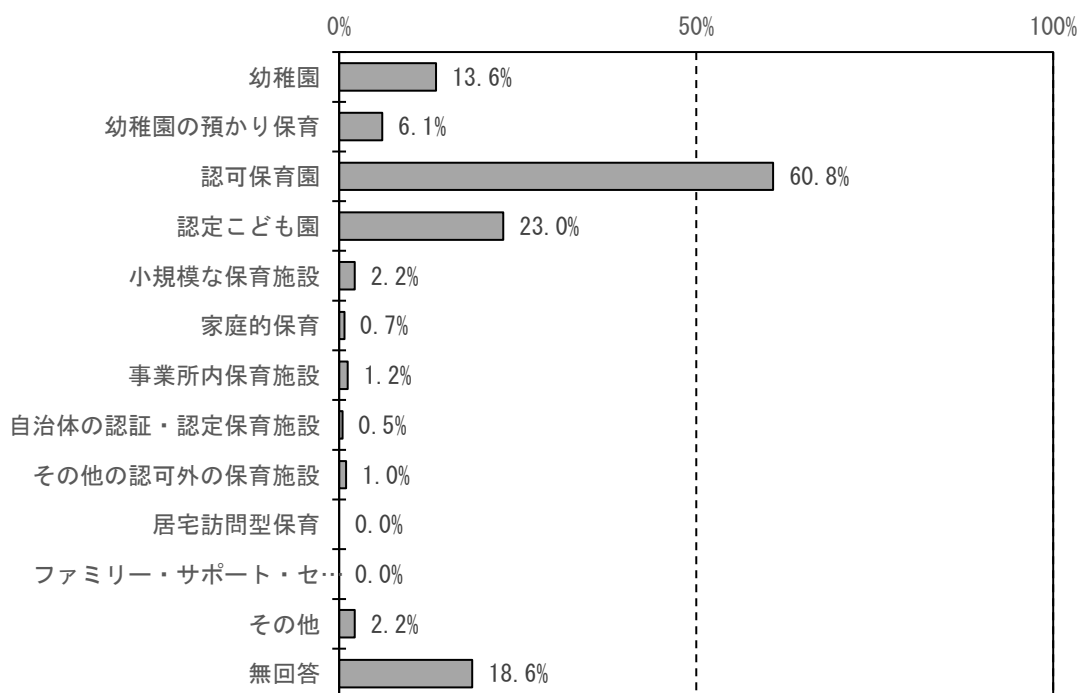
②平日の定期的な教育・保育事業の利用

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況



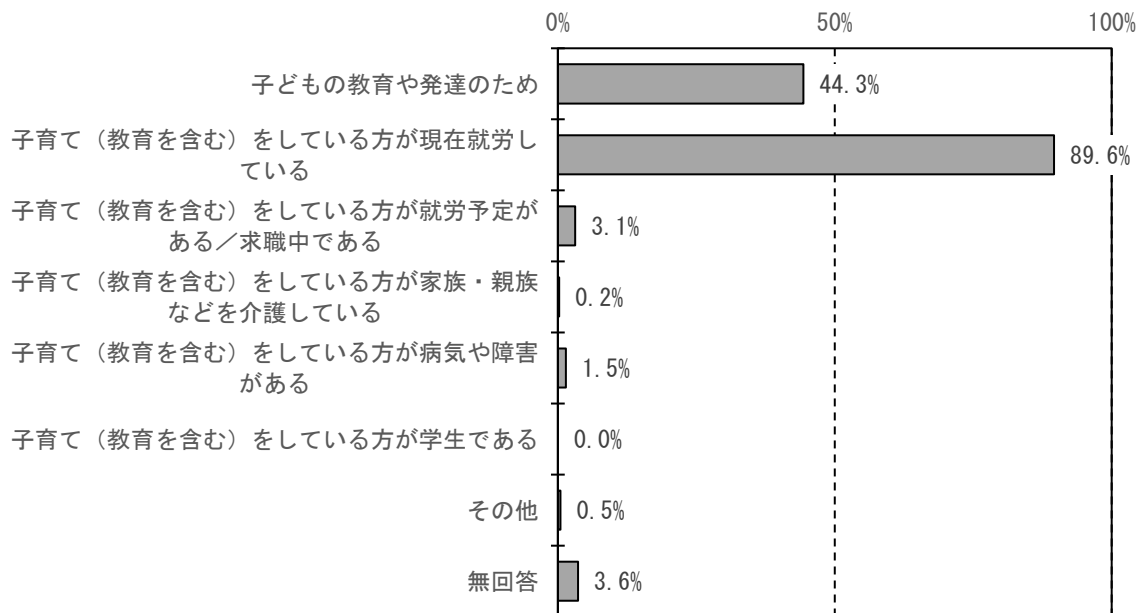
平日の定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が 84.6%、「利用していない」が 15.2%となっています。

■ 利用している平日の定期的な教育・保育事業



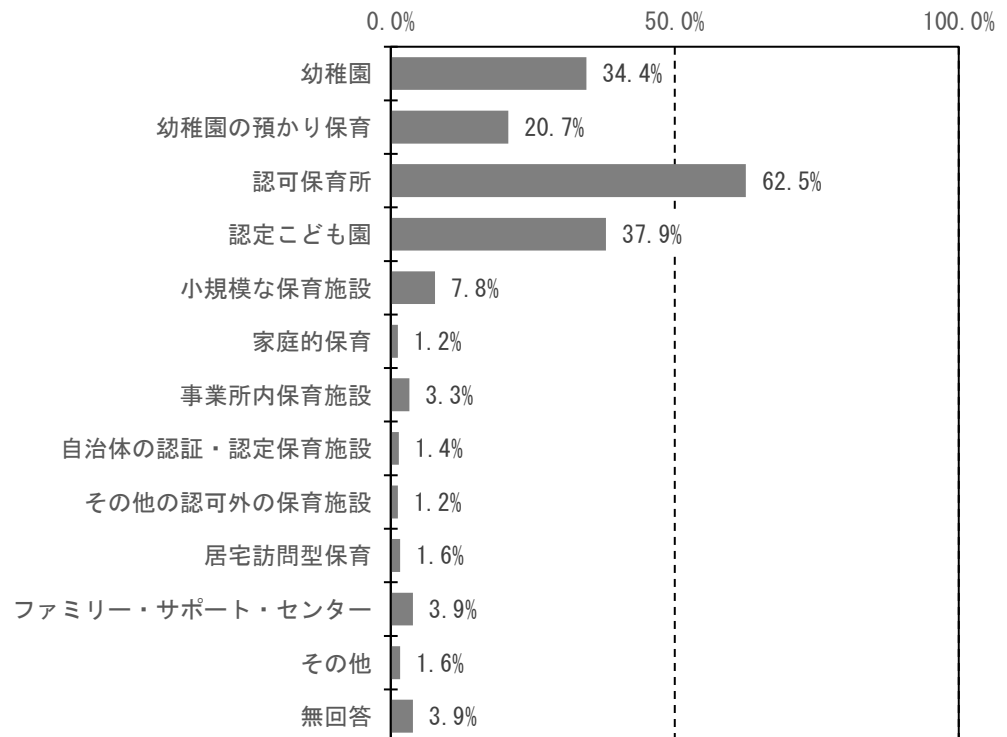
平日に定期的にご利用している教育・保育事業は、「認可保育園」が 60.8%と約6割を占め、ついで「認定こども園」が 23.0%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用理由



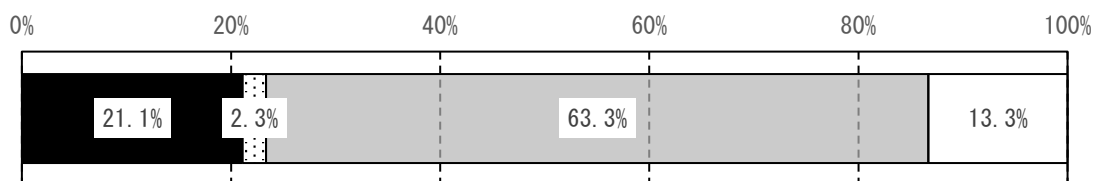
平日に定期的に教育・保育事業を利用している理由としては、「子育て（教育を含む）をしている方が現在就労している」が 89.6%、「子どもの教育や発達のため」が 44.3%となっています。

■ 平日の定期的な教育・保育事業の利用希望



平日に定期的に利用したい教育・保育事業としては、「認可保育園」が 62.5%でもっとも多くなっています。ついで「認定こども園」が 37.9%となっています。

③地域子育て支援拠点事業の利用意向



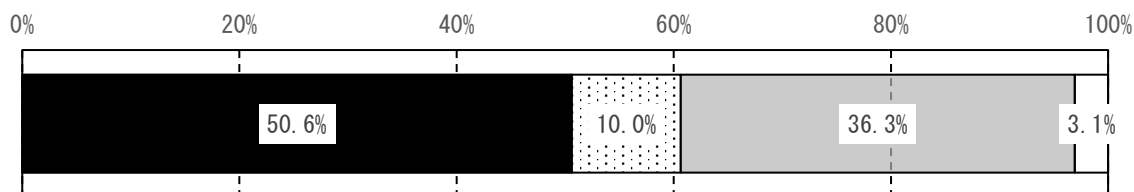
- 利用していないが、今後利用したい
- すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい
- 新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない
- 無回答

地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向は、63.3%が「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」としています。

「利用していないが、今後利用したい」は21.2%となっています。

④土曜・休日の定期的な教育・保育事業の利用希望

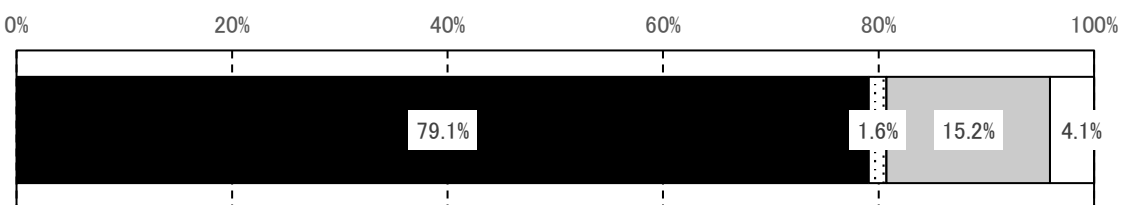
【土曜】



- 利用する必要はない
- ほぼ毎週利用したい
- 月に1～2回は利用したい
- 無回答

土曜の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」（50.6%）が5割を超えています。「ほぼ毎週利用したい」は10.0%、「月に1～2回は利用したい」は36.3%で、あわせると5割近くが土曜の利用希望をしています。

【日曜・祝日】

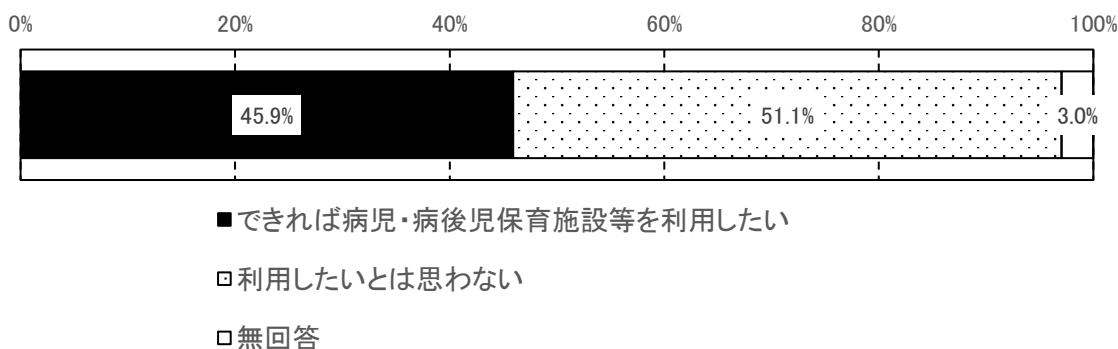


- 利用する必要はない
- ほぼ毎週利用したい
- 月に1～2回は利用したい
- 無回答

日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望をみると、「利用する必要はない」が79.1%と8割近くを占めています。「ほぼ毎週利用したい」（1.6%）、「月に1～2回は利用したい」（15.2%）をあわせると日曜・祝日の利用希望は2割弱となっています。

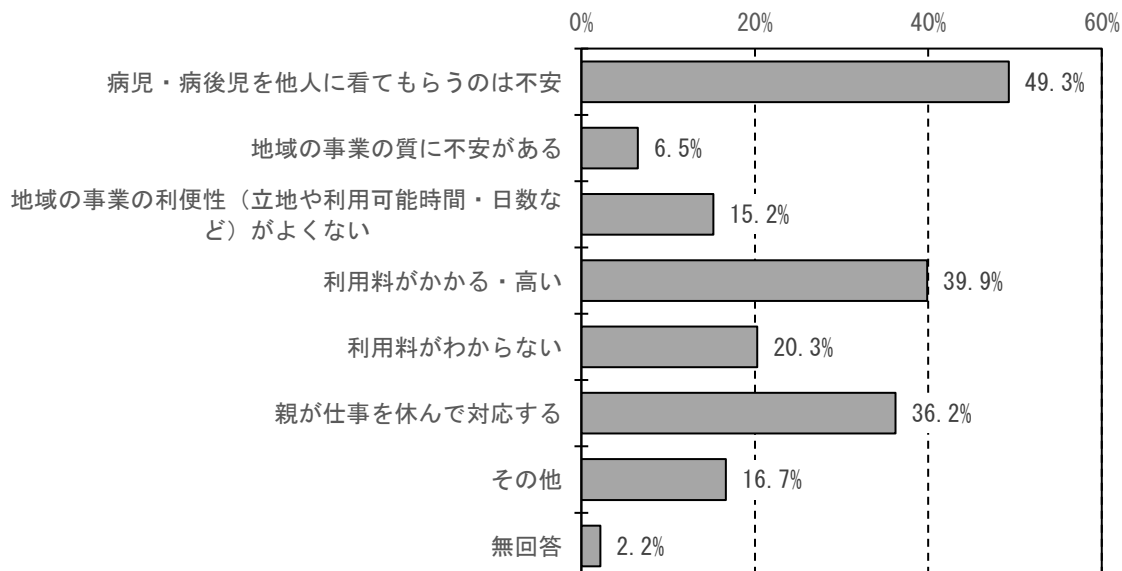
⑤病児・病後児のための保育施設等の利用意向

【利用意向】



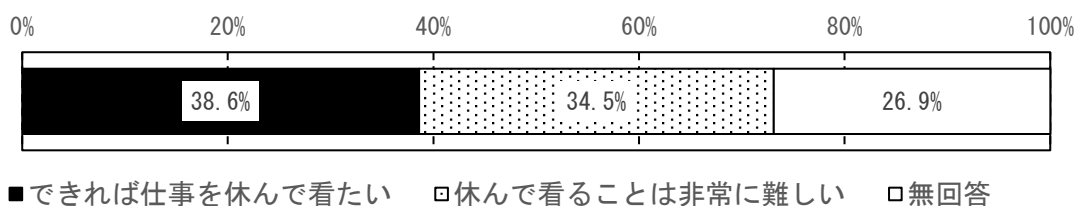
病児・病後児保育施設等の利用については、51.1%は「利用したいと思わない」としています。
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は45.9%となっています。

【利用したくない理由】



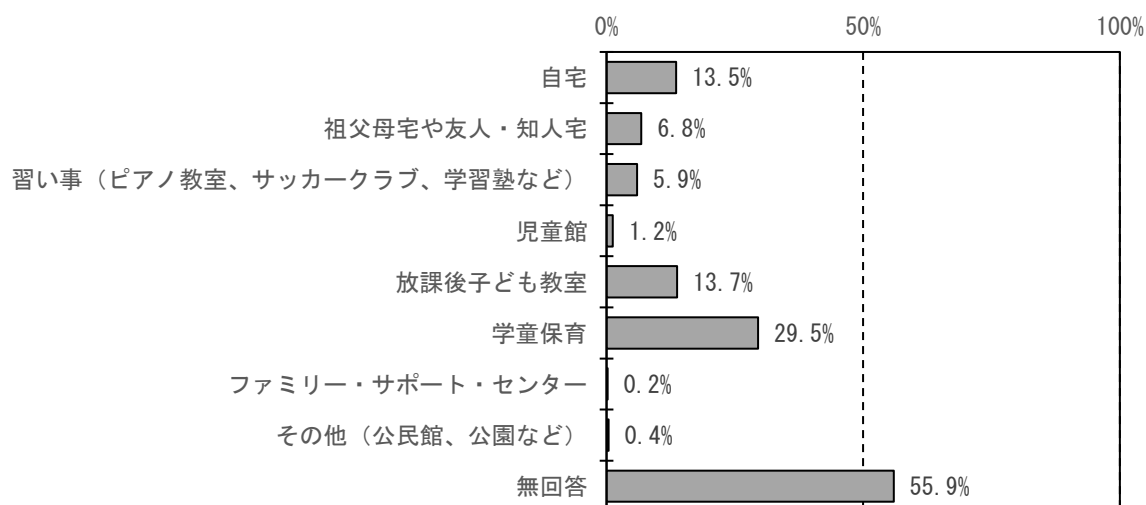
病児・病後児のための保育施設等の利用意向で「利用したいと思わない」と回答者の利用したくない理由をみると、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安」が49.3%でもっとも多くなっています。
ついで「利用料がかかる・高い」が39.9%となっています。

【父母が休むことの難しさ】

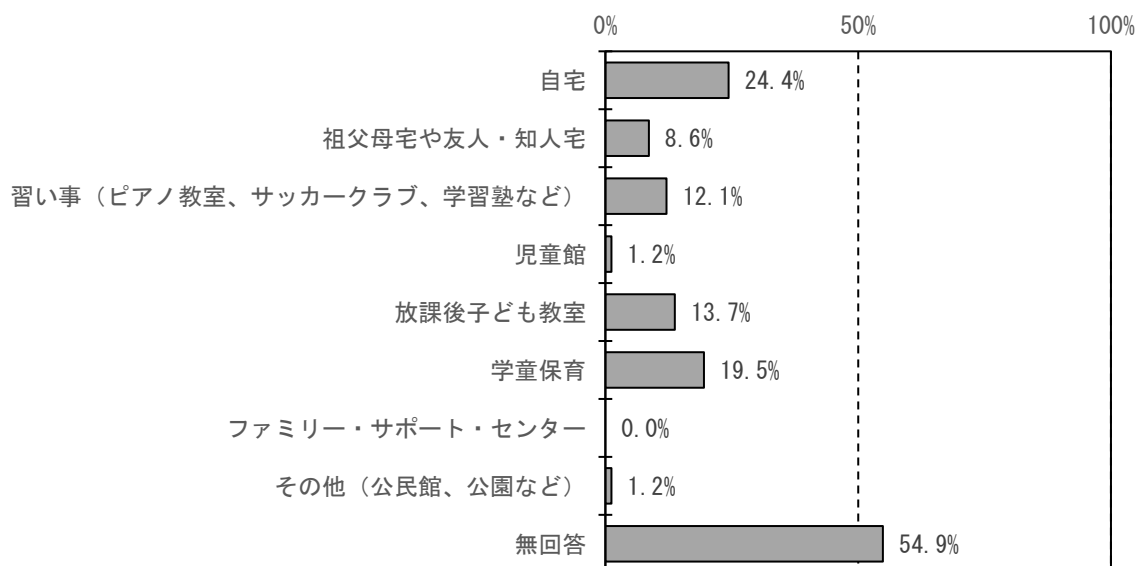


⑥小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

【小学校低学年】



【小学校高学年】



5歳以上の子どもの小学生になってからの放課後の過ごし方の希望をみると、高学年は「自宅」を希望する回答がもっとも多くなっていますが、低学年では「学童保育」、「放課後子ども教室」の次となっています。

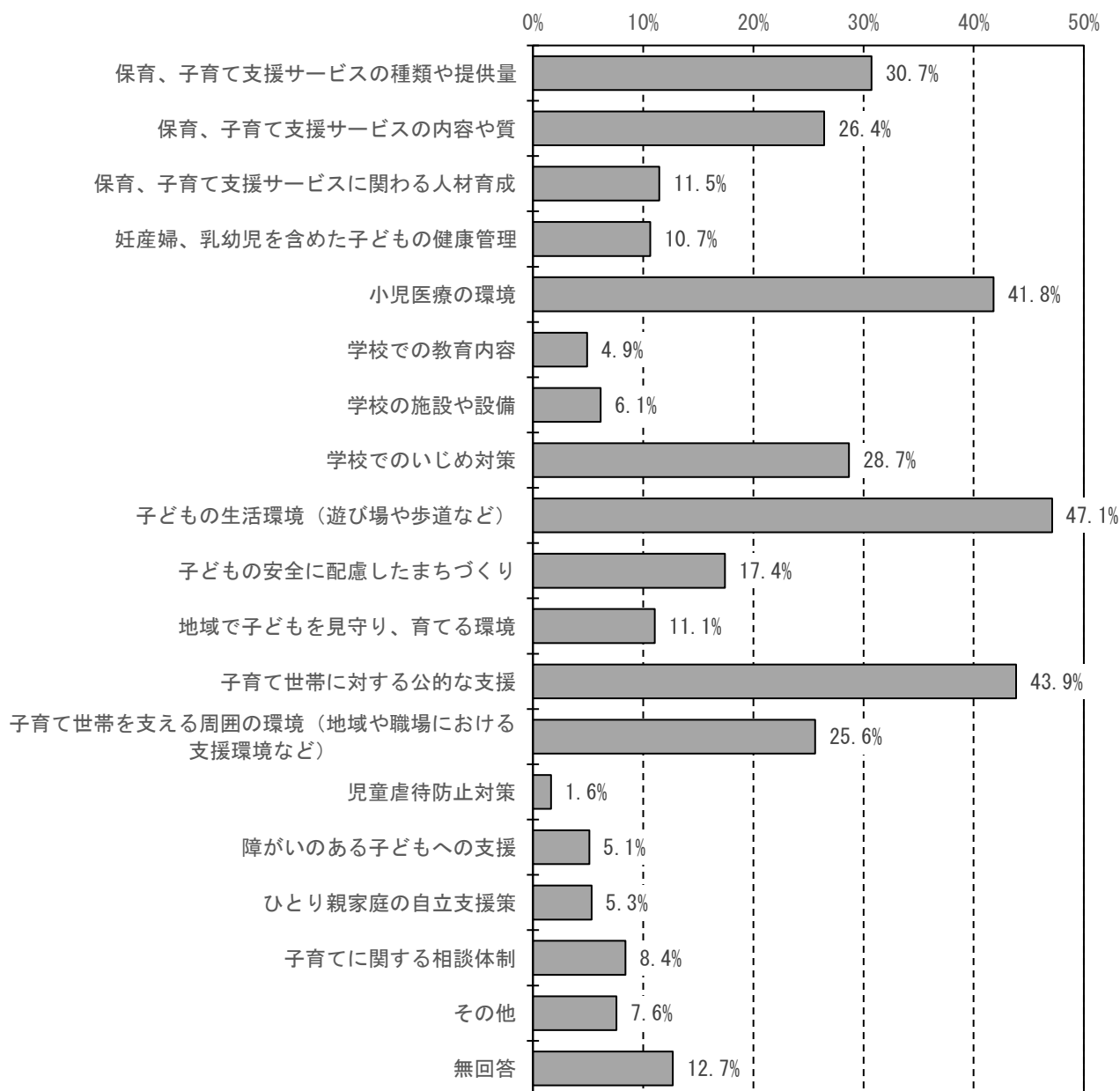
小学校低学年では「学童保育」が29.5%、「放課後子ども教室」が13.7%となっていますが、小学校高学年では「学童保育」が19.5%、「放課後子ども教室」が13.7%となっており、高学年になると利用意向が低くなっています。

反対に「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」については低学年では5.9%ですが、高学年になると12.1%と利用意向が高くなっています。

（無回答以外）

⑦市の取り組みについて

■ 子ども・子育て支援に関して不満に思うところ



子ども・子育て支援の取り組みに対して不満に思うことについて確認したところ、「子どもの生活環境（遊び場や歩道など）」が47.1%と最も多くなっています。

ついで「子育て世帯に対する公的な支援」（43.9%）「小児医療の環境」、（41.8%）などへの回答が多くなっています。

■ 子ども・子育て支援に関する市の主な取り組みに対する満足度と重要度

本市の子ども・子育てに関わる主な取り組みについて、それぞれ満足度と重要度について確認した結果について、満足度と重要度を得点化して整理しました。

【主な取り組み】

□ 幼児保育・教育サービスの充実

- ①延長保育や一時保育のサービス（ソフト）
- ②幼児の保育・教育施設等の設備（ハード）
- ③保育、子育て支援サービスに関わる人材育成

□ 保健・医療環境の充実

- ④妊産婦、乳幼児を含めた子どもの健康管理
- ⑤小児医療の環境

□ 学校教育環境の充実

- ⑥学校教育の充実（ソフト）
- ⑦学校の施設や設備（ハード）
- ⑧学校でのいじめ対策

□ 地域の子育て環境の充実

- ⑨子どもの生活環境（遊び場や歩道など）
- ⑩子どもの安全に配慮したまちづくり
- ⑪地域で子どもを見守り、育てる環境

□ 経済的負担の軽減

- ⑫幼稚園・保育園・児童館等の保育料
- ⑬子育て医療などの負担軽減制度
- ⑭ひとり親家庭の自立支援策

□ その他

- ⑮児童虐待防止対策
- ⑯障がいのある子どもへの支援
- ⑰子育てに関する相談体制

【得点の配分】

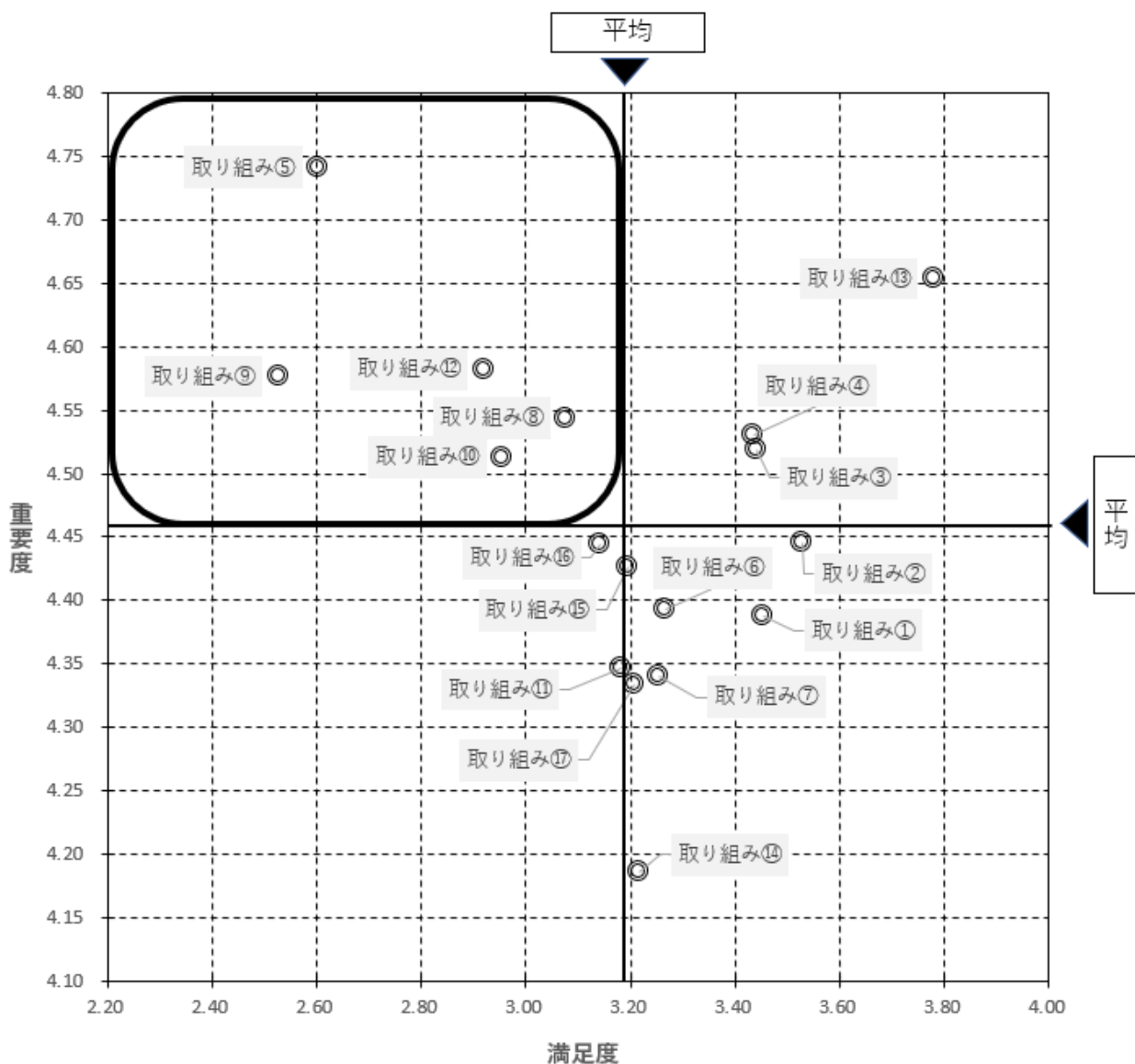
【①満足度】

満足＝5点、やや満足＝4点、どちらともいえない＝3点、やや不満＝2点、不満＝1点

【②重要度】

重要＝5点、やや重要＝4点、どちらともいえない＝3点、あまり重要ではない＝2点、重要ではない＝1点

【満足度と重要度の関係】



○①満足度と②重要度について、各回答を得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主な取組みごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

子ども・子育て支援に関する市の主な取組みについて満足度と重要度を整理すると、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い課題領域に該当するものは、以下の通りとなっています。

- ⑤小児医療の環境
- ⑧学校でのいじめ対策
- ⑨子どもの生活環境（遊び場や歩道など）
- ⑩子どもの安全に配慮したまちづくり
- ⑫幼稚園・保育所・児童館等の保育料

課題領域に該当する取組みについては最優先で改善を図り、満足度を高めていくための検討が必要だと考えられます。

⑧ 幼児教育のあり方について

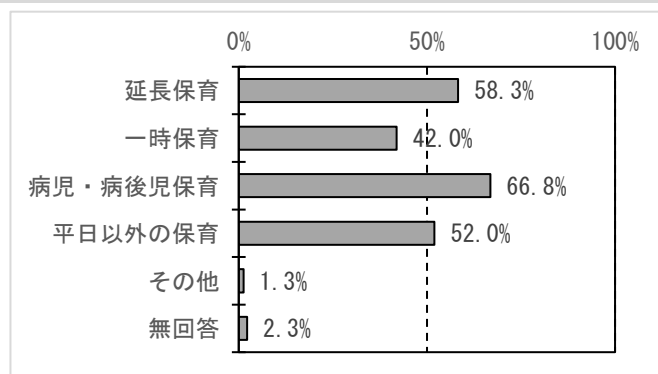
■ 乳幼児から5歳児までの一貫した保育サービスの必要性



■ 必要 □ どちらかといえば必要 □ どちらかといえば不要 ▨ 不要 □ 無回答

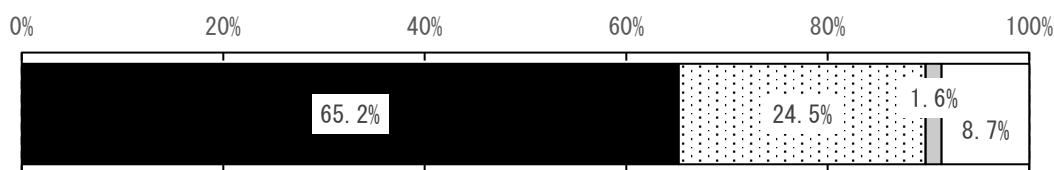
乳幼児から5歳児までの一貫した保育を提供するサービスの必要性についてみると、58.8%は「必要」としています。「どちらかといえば必要」(22.7%)とあわせると、8割以上が一貫した保育サービスを必要としています。

■ 必要と思われる一貫した保育サービス



一貫した保育サービスが必要という回答者に、必要と思われるサービスについて聞いたところ、「病児・病後児保育」(66.8%)「延長保育」(58.3%)への回答が6割程度とを多くなっています。

■ 幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向



■ 無償化に関わらず保育所を利用したい
 □ 無償化されるなら保育所を利用したい
 □ 無償化に関わらず利用するつもりはない
 □ 無回答

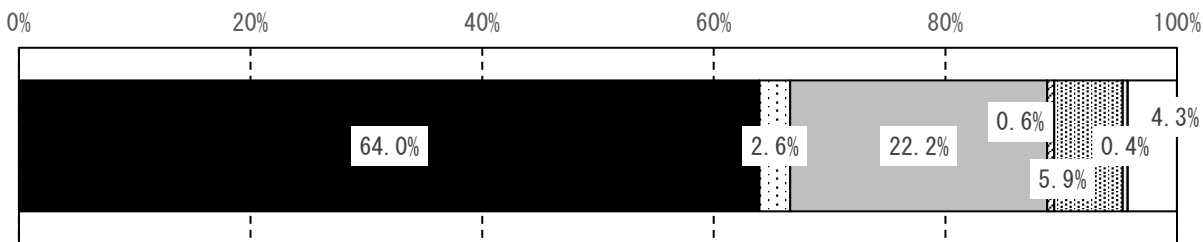
幼児教育・保育の無償化が実施された場合の教育・保育事業の利用意向は、65.2%が「無償化に関わらず保育所を利用したい」としています。

「無償化されるなら幼稚園や保育所を利用したい」は、24.5%となっています。

(3) 小学生調査結果のポイント

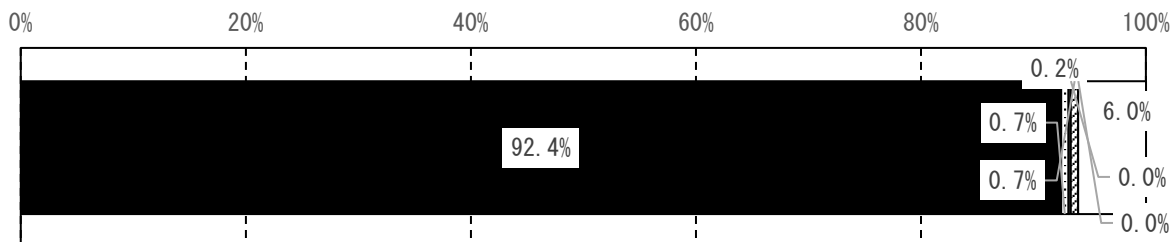
①保護者の就労状況

【母親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▤ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

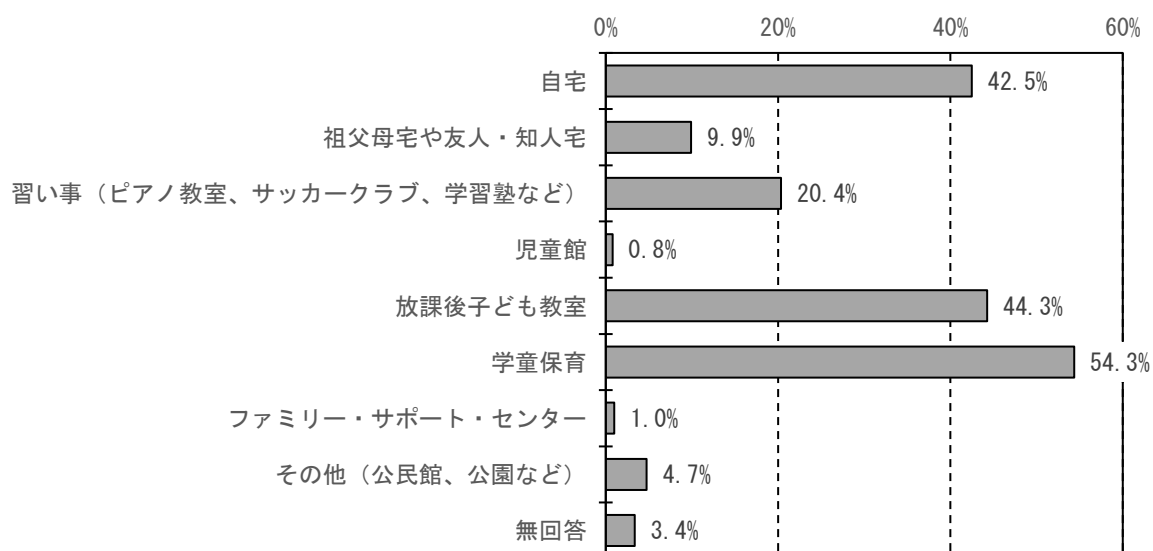
【父親】



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▣ パート・アルバイト等で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▤ 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 無回答

母親の 64.0%、父親の 92.4%は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。また母親では 22.2%が「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」となっています。

②放課後の過ごし方の希望



小学生の放課後の過ごし方の希望をみると「自宅」が 42.5%と高い水準ではあるが、「学童保育」希望は、54.3%と最も高く、ついで「放課後子ども教室」(44.3%) となっています。

<属性別にみた回答傾向>

		n	自宅	祖父母宅や友人・知人宅	習い事 (ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)	児童館	放課後子ども教室	学童保育	ファミリー・サポート・センター	その他 (公民館、公園など)	無回答
全体		484件	43.4%	10.1%	20.9%	0.8%	45.7%	55.6%	1.0%	3.5%	1.2%
子どもの学年	1年生	182件	40.7%	13.2%	24.2%	1.1%	44.0%	61.5%	0.0%	3.3%	1.6%
	2年生	161件	38.5%	7.5%	18.0%	1.2%	47.8%	61.5%	1.2%	0.0%	1.2%
	3年生	141件	52.5%	9.2%	19.9%	0.0%	45.4%	41.1%	2.1%	7.8%	0.7%

子どもの学年別にみると、「放課後子ども教室」と「学童保育」の利用意向は、学年が進むにつれて減少していく傾向にはありますが、高い水準となっています。

第3章 計画の方向性

1. 計画の基本理念

(1) 基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

<国の基本指針において掲げられた計画のポイント>

- ◆「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す
- ◆一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障する
- ◆地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える
- ◆幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る
- ◆各々が協働し、それぞれの役割を果たす

そこで、本計画においては、子どもの最善の利益の実現、自助・共助・公助に基づく地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、南陽市としての取り組みの方向性をわかりやすく示すものとして、本計画における基本理念を以下のように設定します。

この故郷（まち）で子どもを安心して生み、育て、
子どもたちが夢をはぐくむことができる地域社会の実現

(2) 基本目標

「子ども・子育て支援制度」においては、以下の点を推進していくものとされています。

質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
地域の子ども・子育て支援の充実

そこで、「子ども・子育て支援新制度」において取り組むべき内容を踏まえ、本市の子どもや子育て家庭が健やかに生活できる地域社会を実現するための取り組みの大きな柱として、以下の3つの基本目標を設定し、着実な計画の推進を図ります。

基本目標1：教育・保育事業の推進
基本目標2：地域子ども・子育て支援事業の推進
基本目標3：教育・保育の一体的提供及び推進

(3) 関連計画の推進

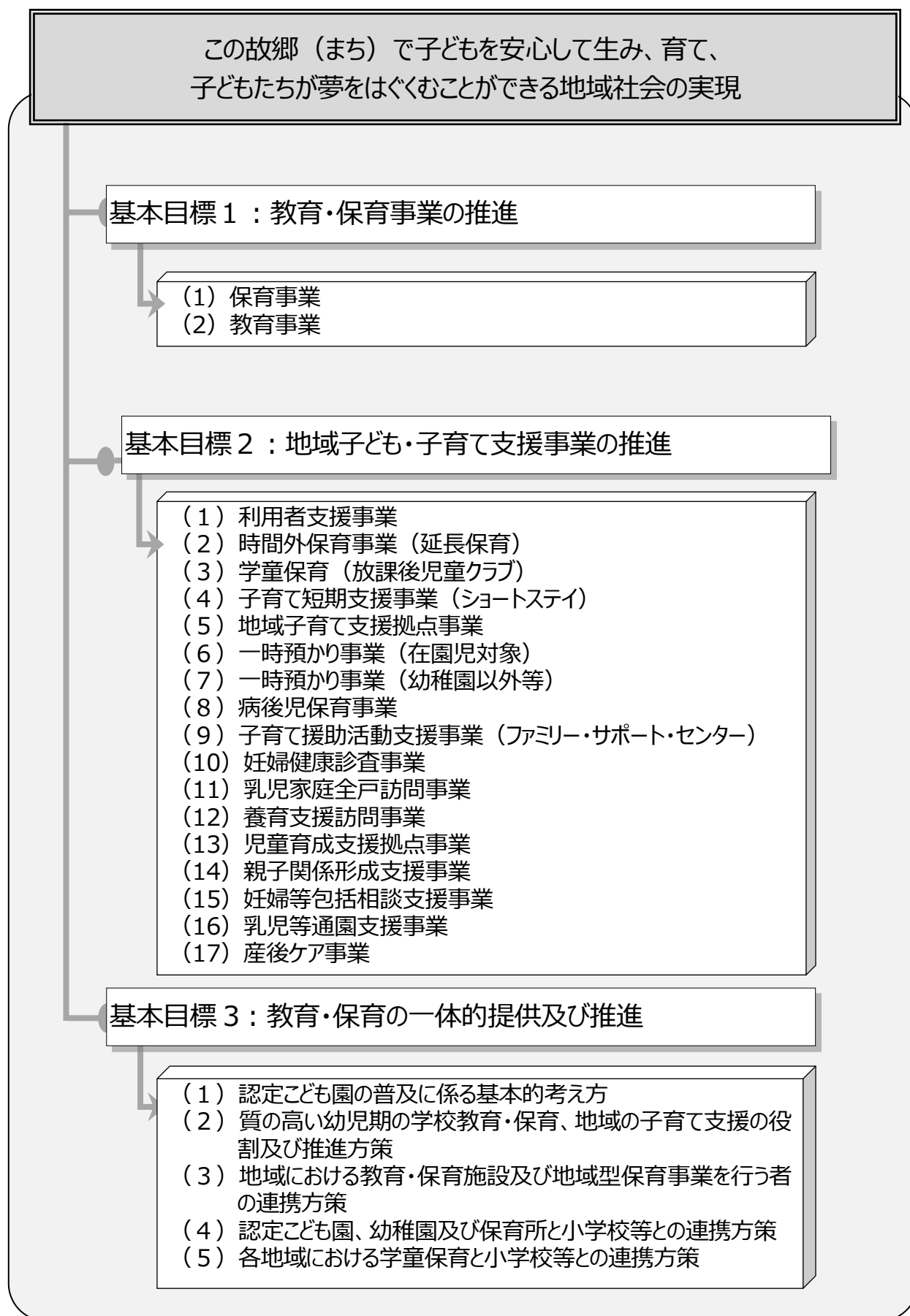
この計画では、子ども・子育て支援法等で定めるところにより、教育・保育の給付や地域子ども・子育て支援事業を中心に、支援の実施、推進内容を体系的に示すこととします。あわせて各施策・事業を着実に実施、推進するために、関連性の強い次世代支援対策推進法の市町村行動計画として位置づけられる内容も推進するものとします。

近年、地域において児童が自由に遊べ、様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全、安心な居場所づくりの確保や拡充のニーズは高まってきています。そうした中で、学童保育と連携して実施される放課後子供教室など、地域住民が地域の子育て支援に直接携わる場所等の充実、地域の中で健やかに子どもが育っていく上で一層重要になってくると考えられます。

そして、放課後子供教室は、遊びを通じた子どもの発達を促すとともに、事件・事故の発生予防や非行防止のための子どもの見守りの場として、また地域ぐるみで子育て家庭の支援を進める場として、活動内容の充実が求められています。

国においては、平成 26 年 4 月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し、学童保育及び放課後子供教室の一体的な整備を進めることを目的に、放課後子供総合プランが策定されました。本市においても、すべての児童が放課後等を安全安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、国の放課後子供総合プランに基づき、「南陽市子ども・子育て支援事業計画」の別冊版として、「南陽市放課後子供総合プラン」を策定し、一体型または連携型の放課後子供教室を市内全小学校区に開設しています。令和 2 年 6 月からは、沖郷小、赤湯小に続き宮内小でも平日毎日型の放課後子供教室を実施しています。

2. 施策の体系



3. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画においては、「量の見込み」及び「確保の方策」の設定単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定するよう定められています。

本市では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら区域設定を行う必要があることから、全市を一地区として教育・保育提供区域に設定します。

なお、実際の基盤整備においては、全体的な整備目標の中で、地域の実情やニーズの変化など、地域性に配慮して柔軟に取り組んでいくものとします。

■教育・保育

認定区分	対象年齢	対象施設	提供区域
1号認定	3～5歳（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園	全域（1区域）
2号認定	3～5歳（保育の必要性あり）	保育所 認定こども園	
3号認定	0～2歳（保育の必要性あり）	保育所 認定こども園 地域型保育事業	

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	提供区域
利用者支援（こども家庭センター型）	全域（1区域）
時間外保育事業（延長保育）	
放課後学童保育	
子育て短期支援事業（ショートステイ）	
乳児家庭全戸訪問事業	
養育支援訪問事業	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり事業	
病後児保育事業	
ファミリー・サポート・センター事業	
妊婦健診	
児童育成支援拠点事業	
親子関係形成支援事業	
妊婦等包括相談支援事業	
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	
産後ケア事業（ショートステイ型、デイサービス型、アウトリーチ型）	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	

■地域型保育事業

事業名	概要
家庭的保育	少人数を対象にしたきめ細かな保育を実施（定員5人以下）
小規模保育	比較的小規模な保育を実施（定員6人～19人）
居宅訪問型保育	子どもの居宅において、1対1を基本とする保育を実施
事業所内保育	従業員の子どものほか、地域の子どもの保育を実施

4. 子ども・子育て支援事業の確保の方策

(1) 本市で想定する教育・保育の量の見込み

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号	3～5歳	教育	61人	53人	47人	45人	45人
2号	3～5歳	教育	60人	50人	45人	40人	40人
		保育	445人	398人	368人	345人	347人
3号	0歳	保育	89人	89人	89人	89人	89人
	1・2歳	保育	214人	217人	218人	218人	218人

本市では、ニーズ調査（アンケート調査）での利用意向や、各事業のこれまでの利用実績や利用傾向を踏まえ、本計画期間における教育・保育の見込み量について、上記のように想定しました。

(2) 教育・保育事業の量の見込みと確保の方策

①教育利用に対する確保策

■ 1号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

1号	3～5歳	教育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			61人	53人	47人	45人	45人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	235人	235人	235人	235人	235人
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

<特定教育施設定員>

・宮内認定こども園：15人／・認定こども園つばめ幼稚園：45人／・赤湯幼稚園：175人
計235人

特定教育施設の提供量は市内に385人分あり、2号・教育の需要量を差し引いた後の値は、見込み量に対し十分な余裕があります。

■ 2号認定（3～5歳）・教育利用に対する確保策

2号	3～5歳	教育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			60人	50人	45人	40人	40人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	60人	50人	45人	40人	40人
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

<幼稚園型一時預かり事業実施施設>

・宮内認定こども園／・認定こども園つばめ幼稚園／・赤湯幼稚園

保護者が就労等の理由による保育を希望し、かつ幼児教育の利用希望が強い需要（2号・教育）については、市内の特定教育施設で実施している幼稚園型一時預かり事業により、教育時間終了後の保育（一時預かり）を行います。

②保育利用に対する確保策

■ 2号認定（3～5歳）・保育利用に対する確保策

2号	3～5歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			445人	398人	368人	345人	347人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	452人	452人	452人	452人	452人
		箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【提供体制確保の考え方】

<保育施設定員（3～5歳児）>

- ・宮内双葉保育園：90人
- ・赤湯ふたば保育園：120人
- ・沖郷双葉保育園：79人
- ・漆山双葉保育園：17人
- ・宮内認定こども園：45人
- ・認定こども園つばめ幼稚園：45人

保育施設の3～5歳児の利用定員の合計は、396人ですが、超過する場合は定員の120%の範囲での受入を想定しています。

■ 3号認定（0歳）・保育利用に対する確保策

3号	0歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			89人	89人	89人	89人	89人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	82人	82人	82人	82人	82人
		箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域型保育	提供量	14人	14人	14人	14人	14人
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	企業主導型保育施設の地域枠	提供量	6人	6人	6人	6人	6人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

<保育施設定員>

- ・宮内双葉保育園：20人／・赤湯乳幼児保育センター／20人
- ・沖郷双葉保育園：15人／・漆山双葉保育園：3人／
- ・宮内認定こども園：5人／・認定こども園つばめ幼稚園：5人

<小規模保育施設定員>

- ・COCORO しまぬき園：6人／・COCORO みやうち園：6人

<企業主導型保育施設地域枠>

- ・みんなのみらい南陽園：6人

年度当初の保育需要（記載の見込み量）を満たす提供量は確保されていますが、出産後早期に復職する傾向が強まっていることから、年度途中の利用率上昇が考えられます。

出生数は減少傾向であるので、現在の施設数での必要な提供量確保に努めます。

■ 3号認定（1・2歳）・保育利用に対する確保策

3号	1・2歳	保育	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量			214人	217人	218人	218人	218人
確保策	特定教育・保育施設	提供量	259人	259人	259人	259人	259人
		箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
	地域型保育	提供量	26人	26人	26人	26人	26人
		箇所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	企業主導型保育施設の地域枠	提供量	12人	12人	12人	12人	12人
		箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

<保育施設定員>

- ・宮内双葉保育園：60人／・赤湯乳幼児保育センター：30人
- ・赤湯ふたば保育園：50人／・沖郷双葉保育園：36人
- ・漆山双葉保育園：10人／・宮内認定こども園：30人
- ・認定こども園つばめ幼稚園：25人

<小規模保育施設定員>

- ・COCORO しまぬき園：12人 /・COCORO みやうち園：12人

<企業主導型保育施設地域枠>

- ・みんなのみらい南陽園：12人

保育需要を満たす提供量は、総数上では確保されています。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

①利用者支援事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者支援事業 (こども家庭センター型)	見込み量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	確保策(提供量)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和6年度から「こども家庭センター型」で実施しています。継続して事業を行います。

②時間外保育事業（延長保育）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
時間外保育事業(延長保育)	見込み量	140人日	140人日	140人日	140人日	140人日
	確保策(提供量)	140人日	140人日	140人日	140人日	140人日
	箇所数	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所

【提供体制確保の考え方】

市内5保育施設でサービス提供を行います。

③学童保育（放課後児童クラブ）

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
学童保育 (放課後学童クラブ)	低学年	見込み量	363人	344人	327人	294人	290人
		確保策(提供量)	363人	344人	327人	294人	260人
	高学年	見込み量	121人	124人	116人	121人	115人
		確保策(提供量)	121人	124人	116人	121人	115人
	計	見込み量	484人	468人	443人	415人	405人
		確保策(提供量)	484人	468人	443人	415人	375人
		箇所数	9か所	9か所	9か所	9か所	9か所

【提供体制確保の考え方】

共働き世帯の増加に伴い、高い利用率で推移する見込みです。

児童数が減少する学区については、利用状況に応じて、提供量を確保しながら提供箇所の整理を図ります。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	見込み量	35人日	35人日	35人日	35人日	35人日
	確保策(提供量)	35人日	35人日	35人日	35人日	35人日
	箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【提供体制確保の考え方】

令和7年度から、市内4施設で実施します。

⑤地域子育て支援拠点事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
地域子育て支援拠点事業	見込み量	160人回	160人回	160人回	160人回	160人回
	確保策(提供量)	160人回	160人回	160人回	160人回	160人回
	箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

【提供体制確保の考え方】

子育て支援拠点施設は、赤湯、宮内、沖郷の3地区において事業を行います。

⑥一時預かり事業

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
一時預かり事業	幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)	見込み量	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日
		確保策(提供量)	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日	13,000人日
		箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
	上記以外	見込み量	220人日	220人日	220人日	220人日	220人日
		確保策(提供量)	220人日	220人日	220人日	220人日	220人日
		箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所

【提供体制確保の考え方】

幼稚園型一時預かり事業は特定教育3施設で、その他の一時預かり事業（一時預かり保育）は市内3地区4施設で提供を図ります。

⑦病後児保育事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
病後児保育事業	見込み量	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
	確保策(提供量)	50人日	50人日	50人日	50人日	50人日
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

病後児施設について、引き続き1施設にて提供を行います。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	見込み量	30人	30人	30人	30人	30人
	確保策(提供量)	30人	30人	30人	30人	30人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

現在の提供体制を維持するとともに、事業の周知を強化し、潜在需要の掘り起こしと活性化を図ります。

⑨妊婦健康診査

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦健康診査	見込み量	2,380人回	2,380人回	2,380人回	2,380人回	2,380人回
	確保策(提供量)	2,380人回	2,380人回	2,380人回	2,380人回	2,380人回

【提供体制確保の考え方】

妊娠期間中、必要な健康診査を実施していきます。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児家庭全戸訪問事業	見込み量	170人	170人	170人	170人	170人
	確保策(提供量)	170人	170人	170人	170人	170人
	訪問スタッフ数	10人	10人	10人	10人	10人

【提供体制確保の考え方】

保健師・助産師が全戸を訪問し、母子の健康観察や、育児に対する保健指導、相談、助言を実施していきます。

⑪養育支援訪問事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
養育支援訪問事業	見込み量	70人	70人	70人	70人	70人
	確保策(提供量)	70人	70人	70人	70人	70人
	訪問スタッフ数	10人	10人	10人	10人	10人

【提供体制確保の考え方】

養育支援を要する家庭は増加が見込まれることから、適切な相談対応、指導・助言を行える体制を整えます。

⑫児童育成支援拠点事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童育成支援拠点事業	見込み量	20人	20人	20人	20人	20人
	確保策(提供量)	20人	20人	20人	20人	20人
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

令和5年度から、市内1施設で実施しており、継続して事業を行います。

⑬親子関係形成支援事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
親子関係形成支援事業	見込み量	8人	8人	8人	8人	8人
	確保策(提供量)	8人	8人	8人	8人	8人

【提供体制確保の考え方】

4日間で1コースのペアレントサポート講座を開催します。

⑭妊婦等包括相談支援事業

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
妊婦等包括相談支援事業	見込み量	480回	480回	480回	480回	480回
	確保策(提供量)	480回	480回	480回	480回	480回

【提供体制確保の考え方】

妊娠届 160人を想定し、計3回の介入指導を行います。

⑮乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	見込み量	0人日	96人日	96人日	96人日	96人日
	確保策(提供量)	0人日	96人日	96人日	96人日	96人日
	箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【提供体制確保の考え方】

認可外施設 1箇所、定員 7人（0歳児：3人、1歳児2人、2歳児2人）を確保できるよう取り組みます。

⑯産後ケア事業

			2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
産後ケア事業	短期入所(ショートステイ)型	見込み量	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
		確保策(提供量)	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
		箇所数	4か所	4か所	4か所	4か所	4か所
	通所(デイサービス)型	見込み量	16人日	16人日	16人日	16人日	16人日
		確保策(提供量)	16人日	16人日	16人日	16人日	16人日
		箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
	居宅訪問(アウトリーチ)型	見込み量	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
		確保策(提供量)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
		箇所数	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所

【提供体制確保の考え方】

短期入所型 4箇所、通所型 6箇所、居宅訪問型 6箇所を確保し、指導やサポートを提供します。

⑰実費徴収に係る補足給付を行う事業

【提供体制確保の考え方】

事業の実施について、引き続き検討します。

⑱多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【提供体制確保の考え方】

事業の実施について、引き続き検討します。

第4章 施策の展開

1. 教育・保育事業の推進

(1) 保育事業

【事業概要】

保育所及び認定こども園（保育利用）で保育が必要な児童の保育を行います。

【取り組みの方向】

児童福祉法の改正や子ども・子育て支援法の施行により、様々な事業主体が参入するための法的環境整備が図られており、本市においては、すべての保育所及び認定こども園（保育利用）が民間事業により運営されております。

就労する母親の増加や幼児教育の無償化などにより、今後利用の拡大も予想されますが、保育の提供に必要な保育士数の不足などの問題もあることから、安定的なサービス提供ができるように、施設整備の検討や必要な保育士数の確保に努めます。

(2) 教育事業

【事業概要】

幼稚園及び認定こども園（教育利用）で児童の教育をします。

【取り組みの方向】

少子化の進行や、保護者の就労時間の多様化などにより、園児数はやや減少傾向にありますが、幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、既存の施設を中心に、引き続き教育サービスを提供していきます。

2. 地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 利用者支援事業（こども家庭センター）

【事業概要】

子どもや保護者あるいは妊娠している方が、保育所・幼稚園・認定こども園などの施設をはじめ、一時預かり事業、学童保育等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう情報を提供するほか、必要に応じ相談・助言を行うなど、関係機関との連絡調整や相談などを含めた支援を行います。

【取り組みの方向】

国が示す事業形態では、育児・保育に関する相談指導等について相当の知識・経験を有する者であって、地域の子育て事情と社会資源に精通した者を専任職員として配置するなどの職員体制とあります。すこやか子育て課では、家庭児童相談員を配置し、子育てに関すること、子どもの発達、児童虐待、家庭相談など、子どもや家庭に関わる様々な相談に対応していますが、各関係部署との連携強化が課題となっています。

課題を踏まえ、各関係部署との連携を図りつつ、当面、すこやか子育て課（こども家庭センター）1か所での実施を継続します。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

【事業概要】

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、保育所等において、開所時間を超えて保育を実施し、就労世帯の支援を図ります。

【取り組みの方向】

私立保育所においては、通常保育時間を超えて午後 7 時 15 分まで実施しています。認定こども園では最長で午後 7 時まで実施しています。利用希望者は増加傾向にあるため、保育士の確保が課題となっています。

(3) 学童保育（放課後児童クラブ）

【事業概要】

主に、就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図るものです。

【取り組みの方向】

現在、全小学校区で 9 つのクラブが設置され、令和 5 年度末 4 1 6 名の登録児童が利用しています。主な課題としては、利用希望者の増加への対応として、保育所から継続利用する場合のいわゆる「小 1 の壁」の解消が求められています。施設の整備に関しては、教育委員会と連携し、小学校の余裕教室の活用等を検討します。また、民間運営の学童保育については、保護者ニーズを基本に延長保育の検討を促します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【事業概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行うものです。

【取り組みの方向】

本市においては、令和 7 年度から、市内 4 施設で実施する予定です。

(5) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

市内では、赤湯ふたば保育所、宮内双葉保育園、沖郷双葉保育園の3か所で、地域子育て支援拠点事業を実施しています。3施設とも週5日、1日あたり5時間の子育て支援事業を実施しています。

いずれも①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、②子育て等に関する相談と援助、③地域の子育て関連情報の提供等を実施しています。

【取り組みの方向】

本市においても、核家族化、地域との関係の希薄化等、子育て環境の変化は著しく、母親の子育てへの負担感は増えています。居宅から容易に移動することが可能な範囲にあり、子どもを遊ばせながら気軽に相談できる場所、必要な情報を得ることのできる場所、子育て中の親子や地域で活動する子育て支援者とながりを持つことのできる場所の提供に努めます。

(6) 一時預かり事業（在園児対象）

【事業概要】

保護者がパートタイム就労や疾病・出産などの理由により、家庭での保育が困難な場合に、幼稚園等において在園児を対象に預かり保育を行います。

【取り組みの方向】

市内公立幼稚園、私立幼稚園及び認定こども園において、幼稚園型の一時的預かりを実施していますが、引き続き預かり保育ニーズの推移を把握しながら公立、私立幼稚園及び認定こども園での預かり保育を実施し、保護者の利用希望に合ったサービスの提供に努めます。

(7) 一時預かり事業（幼稚園以外等）

【事業概要】

保護者のパート就労や病気等により家庭において保育が困難な就学前児童について、保育所等において一時的な保育を行います。対象年齢は施設により異なりますが、利用意向の多い地域の保育所で実施しています。

【取り組みの方向】

本市での一時預かり事業は、保育所の一部を専用スペースとして実施しています。なお、現時点では、保育ニーズの高まりを受け、保育士の確保が課題となっています。

本事業においても、保護者の利用希望に添った、身近な地域でのサービスの提供を受けられるよう、現在の実施施設での事業継続に努めます。

(8) 病後児保育事業

【事業概要】

病後児保育事業は、病気から回復しつつある子どもを病院等の医療機関や保育施設などで一時的に預かるものです。

【取り組みの方向】

現在は、病後児保育を1施設で実施し、病気回復期で集団保育ができない児童が利用しています。

病氣中に一時的に預かる病児保育については実施していないため、近隣市町の病児保育施設を利用している状況です。

病後児保育事業については、現在の事業を継続して実施しますが、保護者の要望を踏まえながら、病児保育事業の実施について検討を進め、子育てと就労の両立の支援に努めます。

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

【事業概要】

乳幼児や小学生の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施しています。

【取り組みの方向】

社会環境の変化とともに、緊急時の預かりや仕事と子育てを両立させるための保育時間外の預かりなど、個々のニーズに合った子育て支援が必要とされています。

また、援助を受けたくても事業をよく知らないために利用できていない市民がいる可能性があります。

本事業の充実を図るため、平成26年度から委託先を社会福祉協議会へ変更しました。今後は、幅広い層への事業の周知を図りながら、利用者の需要に即して、地域の子育てセーフティネットとしての役割の充実を図ります。

(10) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

妊娠・出産期からの切れ目のない支援をすることが重要であり、妊婦に対する健康診査をはじめ、母子保健関連施策等を推進することが必要となっています。

【取り組みの方向】

本市では、母子健康手帳交付から乳幼児健康診査、健康相談等、すこやか子育て課を中心に事業を行っています。本事業では、妊婦健康診査の充実を図り、妊娠・出産について正しい知識を持ち、安心して子育てができるよう、妊婦健康診査 14 回、超音波検査 4 回、風疹ワクチン等の公費助成を行い、適切な受診と健康管理を支援しています。また、乳幼児の健康を保持・向上のため乳幼児健康診査を実施しています。

今後も、安心して妊娠・出産・育児ができる環境を整えるとともに、妊娠期からの切れ目のない健康管理がなされることが重要です。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は子育て支援事業として児童福祉法に基づき実施しています。この事業は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぐことを目指すものです。生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなどの支援を実施しています。

【取り組みの方向】

本市では、生後 3 か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。身近に支援者等がない核家族でも安心して子育てができるよう、保健師が訪問し、継続支援が必要な家庭には、引き続き育児支援を実施しています。

引き続き、生後 3 か月までの乳児のいるすべての家庭の養育環境の把握に努めます。

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するものです。

【取り組みの方向】

今後の需要の動向、人員の配置状況を踏まえ、適正規模での事業実施に努めます。

(13) 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

家庭や学校に居場所のない子どもに対して、生活習慣の形成や学習サポート、食事の提供などを行うとともに、関係機関と連携を図りながら、居場所の提供を行います。

【取り組みの方向】

居場所づくりを行っている団体に業務委託を行い、子どもの健やかな成長や保護者の支援につなげます。

(14) 親子関係形成支援事業

【事業概要】

令和 6 年度から県のモデル事業で取り組んでおり、令和 7 年度から市で継続実施します。子どもへの関わり方等について、保護者と考え、子育てに活かしていただく講座を開催します。

【取り組みの方向】

4 日間で 1 コースのペアレントサポート講座を 1 回開催します。児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対し、講義やグループワーク等を通じて、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るために実施します。

(15) 妊婦等包括相談支援事業

【事業概要】

妊娠期から子育て期の相談や支援、関係機関とのネットワークの構築を行う事業です。

【取り組みの方向】

主に妊婦とその配偶者に対して、面談等により情報提供や相談等を行い妊婦への総合的な支援を実施します。妊娠届出時や、妊娠 8 か月頃に、保健師・助産師による面談や電話訪問を実施します。

(16) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労状況や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる事業です。

【取り組みの方向】

令和 8 年度からの本格実施に向け、実施施設の確保に取り組みます。

(17) 産後ケア事業

【事業概要】

産後ケアの事業委託（訪問型・通所型・短期入所型）により、母乳育児等に不安を抱える産婦を対象に専門的な相談支援を行い、乳房ケア、母乳育児の支援、育児不安の解消を図る事業です。

【取り組みの方向】

「産後ケア（乳房ケア）事業」として、産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、母乳育児に不安のあるお母さんが医療機関や助産所に通所、または助産師が自宅を訪問し、乳房ケアや授乳方法の指導、サポートを行います。

また、産後ケア（短期入所型）として、産後3か月未満のお母さんと赤ちゃんが医療機関に宿泊し、乳房ケアや授乳方法の指導、お母さんの療養上のお世話、育児に関する指導やサポートなどの提供を受けます。（利用上限は6泊7日まで、所得に応じて利用料あり）

3. 教育・保育の一体的提供及び推進

幼児期の教育、保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものですが、子どもの最善の利益を考えながら、教育保育の提供と推進、地域の子育て力の向上に向けた支援を実施していきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能をあわせもち、保護者の就労状況等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であり、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

2号認定者や3号認定者の保育に対するニーズが高いことを考慮すると、幼稚園から認定こども園への移行が必要となると予想されますが、現在市内に1つの公立幼稚園について、認定こども園への移行を検討します。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

乳幼児期は子どもの生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、発達段階に応じた質の高い教育・保育や子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育や子育て支援を提供するためには、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上が不可欠であるため、認定こども園・保育所・幼稚園の研修への支援を検討するなど、教育・保育や子育て支援に係る専門職の資質向上支援に努めます。

市長部局・教育委員会部局が連携し、幼児教育については教育委員会、保育や子育て支援に係る総合窓口についてはすこやか子育て課において、総合的な推進を図ります。

(3) 地域における教育・保育施設等及び地域型保育事業を行う者の連携方策

質の高い教育・保育の提供のためには、事業者同士の密接な連携が必要です。特に教育・保育施設である認定こども園、幼稚園及び保育所は地域における子育ての中核的な役割を担うことが求められています。

また、小規模保育事業などの地域型保育事業については、原則として満3歳未満の保育を必要とする子どもが利用するため、満3歳以降も適切に教育・保育が利用できるよう、教育・保育施設との連携が不可欠です。

市としては、「南陽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づいて、認定こども園・幼稚園・保育所と地域型保育事業者との適切な連携の機会確保に努めます。

その他、人口規模の小さな地域で実施されている児童館での保育事業について、地域からの要望も踏まえて、保育機能の充実を検討します。

(4) 認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携方策

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を保障するため、両者の教育・保育が円滑に接続し、教育の連続性・一貫性を確保し、子どもに対して体系的な教育・保育が組織的に行われるようにすることは極めて重要です。

遊びを中心とする幼児期の教育・保育から、教科を中心とする小学校教育へと環境が変わっても、「生活の接続」と「学びの接続」を考える必要があります。

就学前施設と小学校がお互いの教育や保育、指導方法を学び合い、相互理解を深め、指導方法の工夫・改善に努めるとともに、幼児・児童の交流活動を充実させ、小学校への円滑な接続の支援に取り組みます。

(5) 各地域における学童保育と小学校等との連携方策

共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次世代を担う人材育成のためには、すべての児童が放課後等における多様な体験・活動を行うことができるようにしていくことが重要であり、各地域における学童保育と小学校等との連携を図っていきます。

国において示された「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育と放課後子供教室の一体型もしくは連携型の実施に向けて小学校等と連携を図り、すべての児童を対象として総合的な放課後対策を推進していきます。

現在市における学童保育と放課後子供教室の一体型の実施については、運営母体及び開設場所の違いにより様々な困難な面もありますが、教育と福祉との連携体制を強化しています。

連携は図られつつあり、学童保育と放課後子供教室事業関係者との合同研修の開催や情報交換の機会を設けるなど、両事業の連携を図り、全小学校区において新・放課後子ども総合プランを展開することを目標に、主体的な取り組みへの移行を促進していきます。

なお、市の放課後子ども総合プランに係る行動計画は別途策定します。

第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

(1) 子ども・子育て会議による進捗評価

本計画の実現に向けて、計画の進捗状況を子ども・子育て会議において把握し、点検・評価を実施していきます。

子ども・子育て会議では、計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などを点検・評価し、乖離がある場合には都度修正を行っていきます。また、大きな修正・変更が必要になった場合は、計画の中間年を目安として計画の見直しを行います。

子ども・子育て会議の役割

- ①教育・保育施設や地域型保育事業に関する市の「利用定員」の設定について意見を述べること。
- ②市の「子ども・子育て支援事業計画」の策定または変更について意見を述べること。
- ③市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関して、必要な事項や実施状況を調査審議すること。

(2) 庁内における進捗評価の体制

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取り組みを実施していくことが必要となります。

そこで、本計画については行政が一体となって子ども・子育て支援を推進する計画として位置づけ、計画の進行管理については、関係各課などとの幅広い連携を図り、計画の進捗評価のための庁内プロジェクト会議を開催します。

■ 庁内横断的なプロジェクト会議による進行管理

(3) 関係機関等との連携・協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するためには、教育・保育施設、地域型保育事業を行う事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取り組みを進めていく必要があります。

また、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援機能の維持及び確保等を図るため、子ども・子育て支援を行う者同士相互の密接な連携が必要です。

南陽市がこれらの関係機関に積極的に関与することで、円滑な連携が可能となるよう取り組んでいきます。

(4) 計画の周知

本計画は、子育てに係る関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、本市が活用している様々な媒体を通して、広く住民に知らせていきます。

また、子ども・子育て支援の新制度についてわかりやすく知らせていくことが、各種サービスの活用につながり、充実した子育てに結び付くと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

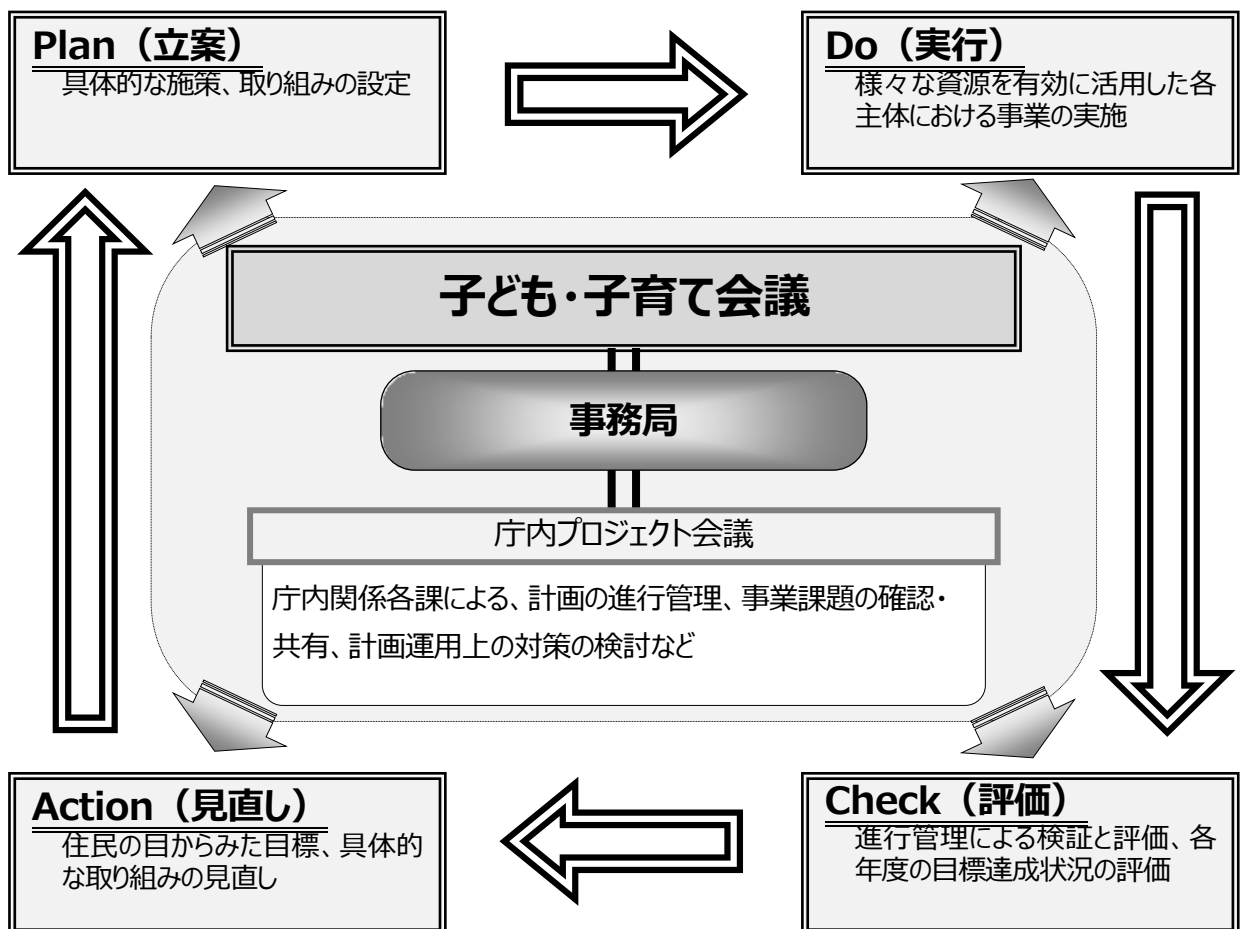
2. 進捗評価の仕組み

本計画は、非常に具体的な事業から比較的抽象的で「構想」に近いものまで、様々な施策を内包しています。

また、子どもと子育て家庭、地域の様々な人々が、子どもの成長や子どもを取り巻く環境の変化に応じて発生する日々の課題に対応していくための計画であるため、計画自体が実際の状況に応じて柔軟に対応していくべきだと考えられます。

したがって、計画自体をより実効性のあるものにするためにも、また、計画の実施がその目的に照らして効果的であるかどうか等を検証するためにも、定期的に進捗を評価し、計画の見直しをしていくことが不可欠となります。

そこで、庁内のプロジェクト会議において、子ども・子育てに関わる事業の実績について取りまとめ、事業の実施状況、事業実施に伴う諸課題などの整理を行い、プロジェクト会議における課題整理を踏まえ、子ども・子育て会議において、計画の評価、見直しを検討していくこととします。



南陽市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

編集	南陽市役所 すこやか子育て課 〒999-2292 山形県南陽市三間通436-1 電話 0238-40-3211 (代表)
----	---